

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【１】 一人ひとりに 応じた切れ目のない 支援	1 相談支援体制の 充実	① 相談支援体制の強化	1	・相談からサービス提供までの支援体制づくりの強化と関係機関相互ネットワークの充実を図る。 ・自立支援協議会の開催 ■全体会 2回 ■運営会議 5回 ■専門部会 各3～4回（居宅生活支援部会・こども部会・就労支援部会・地域移行・地域定着部会） ・相談支援事業者連絡会において、グループスーパービジョン等の事例検討を行い、相談員のスキルアップを図る。 ・専門部会ごとに4つのランチグループに分かれ、各専門部会での協議内容について共有、意見交換するとともに、地域課題の提起等を行う。	・自立支援協議会の開催 ■全体会 2回 ■運営会議 4回 ■専門部会 各2～4回（居宅生活支援部会・こども部会・就労支援部会・地域移行・地域定着部会） ・相談支援事業者連絡会 ■ 5回/年 ・相談事業者連絡会開催時に支援困難事例等について、3グループに分かれ、課題検討や情報共有、グループスーパービジョンを行い、相談支援専門員のスキルアップを図った。	・相談支援事業者連絡会で、グループスーパービジョンを行い、相談員のスキルアップを図った。また、ランチミーティングを開催し、専門部会に応じて日頃の業務の中で感じる課題感を共有した。	・地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行う。 ・自立支援協議会の開催 ■全体会 2回 ■運営会議 5回 ■専門部会 各4回（地域生活支援部会・こども支援部会・就労支援部会・相談支援部会）
		② 基幹相談支援センターにおける相談支援の機能強化	2	・市内の相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。 ・地域移行・地域定着促進のため、障害者支援施設や病院等関係機関の理解を深めることを目的に、地域移行・地域定着に関する広報、普及啓発を行う。 ・権利擁護関係（虐待防止、成年後見制度）の研修会を開催し障害福祉サービス事業所の権利擁護の意識向上を図る。	・特定相談支援事業所訪問件数 ■ 25事業所(全事業所) ・基幹相談支援センターによる相談支援専門員向け研修会 ■ 5回 ・医療機関に対し、地域移行・地域定着に関する普及啓発を実施。 ・虐待防止セミナー開催 ■ 8回 ■ 8カ所	・特定相談支援事業所への訪問により相談支援全般について専門的な助言・指導を行った。 ・特定相談支援事業所等に対しての人材育成の研修会の開催し、資質向上を図ることができた。 ・基幹相談支援センターが関係機関（医療機関）に対し、地域移行・地域定着についての広報・普及啓発を行った。 ・虐待の早期発見の重要性や発見時の通報義務について関係機関に対し虐待防止セミナーを開催し周知を行った。	・市内の相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。 ・地域移行・地域定着促進のため、障害者支援施設や病院等関係機関の理解を深めることを目的に、地域移行・地域定着に関する広報、普及啓発を行う。 ・権利擁護関係（虐待防止、成年後見制度）の研修会を開催し障害福祉サービス事業所の権利擁護の意識向上を図る。
		③ 相談支援専門員の資質向上	3	・相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。	・基幹相談支援センターによる相談支援専門員向け研修会 ■ 5回 ・相談支援事業者連絡会でのワークショップ ■ 4回	・基幹相談支援センターによる相談支援専門員のスキルアップに必要な研修会を開催。 ・相談支援事業者連絡会でワークショップを開催し、他分野・他機関との連携を図るとともに、相談支援に必要な知識を深め、相談員のスキルアップを図った。	・相談支援事業所及び相談支援専門員に対し、訪問等により相談支援の実情を把握し、相談支援専門員に不足している知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、市全体の相談支援の質の向上を図る。
		④ サービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上	4	・市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行う。 ・相談支援事業所に対し、人材育成の研修を開催する。 ・相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施する。 ・モニタリング結果の検証について協議する。	・基幹相談支援センターによる特定相談支援事業所への訪問指導 ■ 25事業所(全事業所)訪問 ・基幹相談支援センターによる相談支援専門員向け研修会の開催 ■ 5回	・基幹相談支援センターが専門的指導助言のため特定相談支援事業所）を訪問した。 ・基幹相談支援センターが相談支援専門員のスキルアップのため研修会を開催した。 ・特定相談支援事業所を含めた地域の関係機関とのネットワーク構築のため連絡会を開催した。	・市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行う。 ・相談支援事業所に対し、人材育成の研修を開催する。 ・相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施する。 ・モニタリング結果の検証について協議する。
		⑤ 地域における相談支援の充実	5	・保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連絡会等開催し、地域における障がい者支援が円滑に進むようネットワークを構築する。	・関係機関との連絡会の開催 ■10回	・関係機関とのネットワーク構築のため連絡会を開催した。	・保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連絡会等開催し、地域における障がい者支援が円滑に進むようネットワークを構築する。
			6	・障害者相談員の相談活動に対して、適切な情報の提供や民生委員・児童委員等、社会福祉協議会との連携を図るための支援を行う。	・身体障がい者相談員23名 ・知的障害者相談員5名 【相談件数】 ・身体障害者相談件数 147件 ・知的障害者相談件数 25件	・障害者相談員の相談活動に対して、適切な情報の提供や民生委員・児童委員等、社会福祉協議会との連携を図るための支援を行った。	・障害者相談員の相談活動に対して、適切な情報の提供や民生委員・児童委員等、社会福祉協議会との連携を図るための支援を行う。
		⑥ 市相談対応の充実	7	小児慢性特定疾病児童に、特殊寝台や電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付を行う。	・小児慢性特定疾病児に日常生活用具を給付 ■人工鼻 2名	小児慢性特定疾病の診断を受けている児童が対象となるため、身体障害者手帳を取得できない状態の児であっても、在宅で生活する支援となっている。	小児慢性特定疾病児童に、特殊寝台や電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付を行う。
			8	・難病の個別相談会は、潰瘍性大腸炎の講演会と同時開催する。 ・小児慢性特定疾病患者の家族等を対象に、ピアカウンセリング（同じ悩みを持つ人同士の支援）と個別相談会を実施する。	・難病患者とその家族を対象にした専門職による個別相談会 令和7年10月10日開催 相談件数 9件 ・小児慢性特定疾病患者の家族等を対象にしたピアカウンセリングと個別相談会 令和7年9月27日開催 ピアカウンセリング参加7名、個別相談4名	・難病の個別相談会は潰瘍性大腸炎の講演会と同時開催した。講演会参加者の約1/3が、個別相談会も同時に利用していることから、今後も参加者の利便性を考慮し、講演会と個別相談会を同時に開催することが望ましい。	・難病の個別相談会は、福井市内でも受給者数の多い疾患に関する講演会と同時に開催する。 ・小児慢性特定疾病患者の家族等を対象に、ピアカウンセリング（同じ悩みを持つ人同士の支援）と個別相談会を実施する。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
〔１〕 一人ひとりに 応じた切れ目のない 支援	2 障害福祉サ ービスの充 実	① 地域での居住支援の機能強化	9	・地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。 ・発達障がい相談支援事業所において、発達障がい等の相談に応じる。	・地域生活支援拠点等の運用に係るワーキンググループ実施 ■ 2回 ・自立支援協議会での検証・評価を実施。 ■ 1回	・地域生活支援拠点等の運用内容等を協議するため、ワーキンググループを設置し、検討を行った。 ・自立支援協議会にて、地域生活支援拠点等の運用状況について検証・評価を行った。	・地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。
		② 障がい児支援の充実	10	・市内の児童発達支援センター2か所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われることも等ハイリスクなこともと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	・発達障がい相談支援事業所障がい児相談件数 1,591件（延べ） ・地域障がい児支援体制強化事業相談件数 5,095件（延べ） 障害児通所支援事業所等への訪問支援 19か所 保育所等への訪問支援 16回 児童館・児童クラブへの訪問支援 17回 児童発達管理責任者ミーティングの開催 4回	・地域障がい児支援体制強化事業の委託先を児童発達支援センター2か所に増やしたことで、前年度の倍近くの相談件数を受けることができ、障がいが疑われる児童等をサービスに繋げるなど早期支援を行うことができた。 ・保育所や児童館、事業所等の訪問件数も増え、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進に繋がった。 ・児童発達管理責任者ミーティングの開催により、事業所間のネットワークの構築やサービスの質の向上に繋がった。	・発達障がい相談支援事業所において、発達障がい等の相談に応じる。 ・市内の児童発達支援センター2か所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われることも等ハイリスクなこともと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。
		③ 訪問系サービスの充実	11	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。	・訪問系サービスの利用者に障がい福祉サービス費を給付した。 ■ 居宅介護利用者数 延べ4,258人 ■ 重度訪問介護利用者数 延べ172人 ■ 行動援護利用者数 延べ149人 ■ 同行援護利用者数 延べ497人 ※上記実績数については、国保連から1.2月分の実績数がまだ上がっておらず、暫定数となっております。	・障がい者とその家族への安定した生活の支援により、障がい者の自立と社会参加を促進することができた。 ・今後も継続した支援が必要である。	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。
		④ 日中活動系サービスの充実	12	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。	・日中活動系サービスの利用者に障がい福祉サービスを給付した。 ■ 生活介護利用者数 延べ8,405人 ■ 自立訓練利用者数 延べ725人 ■ 自立生活援助利用者数 延べ13人 ■ 就労移行支援利用者数 延べ590人 ■ 就労継続支援利用者数 延べ17,856人 ■ 就労定着支援利用者数 延べ410人 ■ 就労選択支援利用者数 延べ68人 ■ 短期入所利用者数 延べ1,770人 ■ 療養介護利用者数 延べ445人 ※上記実績数については、国保連から1.2月分の実績数がまだ上がっておらず、暫定数となっております。	・障がい者とその家族への安定した生活の支援により、障がい者の自立と社会参加を促進することができた。 ・今後も継続した支援が必要である。	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。
		⑤ 居住系サービスの充実	13	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。	・居住系サービスの利用者に障がい福祉サービス費を給付した。 ■ 共同生活援助利用者数 延べ5,610人 ■ 施設入所支援利用者数 延べ3,850人 ※上記実績数については、国保連から1.2月分の実績数がまだ上がっておらず、暫定数となっております。	・障がい者とその家族への安定した生活の支援により、障がい者の自立と社会参加を促進することができた。 ・今後も継続した支援が必要である。	・障がい者の自立と社会参加を促進するため、必要な障がい福祉サービスを提供する。
		⑥ 地域生活支援事業の充実	14	「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を開催し、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、本市や近隣自治体における現状や課題の整理、各取組について協議を行います。また、自立支援協議会(地域移行・地域定着部会)とも連携していきます。	「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」の開催。 ■ 研修会 1回(2/20)参加者:36名 内容:講演①「愛着障害の関わり方とその支援について」グループワーク ■ 事例検討会(市主催)3回(カンファレンスは64件)	「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を開催し、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう協議を行いました。今後は、福井地域の精神障がい者が病状安定を保ちながら地域で生活を送ることができるシステムの構築が必要である。	「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を開催し、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、本市や近隣自治体における現状や課題の整理、各取組について協議を行います。また、自立支援協議会(地域移行・地域定着部会)とも連携していきます。
		⑦ 補装具等の充実	15	補装具、日常生活支援用具の給付等を行い、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成を継続します。	・補装具の給付 ■ 購入件数 延べ335件、修理件数 延べ228件 ・日常生活用具の給付 ■ 延べ 5930件 ・身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴児に対する補聴器を購入するための費用助成 ■ 延べ 28件	・補装具、日常生活支援用具の給付、軽度・中等度難聴児補聴器購入費を助成することで、在宅生活を支援できた。	補装具、日常生活支援用具の給付等を行い、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成を継続します。
		⑧ 各種年金・手当等の支給による経済的支援の推進	16	・障害基礎年金の受給申請について関係機関への案内を行うとともに、各種障害手当等の制度を市政広報等で周知し、障がいのある人の生活の安定を図るため、適切に支給する。	・障害基礎年金や各種障害手当等の制度を手引やホームページ等で周知するとともに、手当受給対象者が20歳に到達する際には個別に案内した。 ・障がいのある人の生活の安定を図るため、各種障害手当を適切に支給した。	・新規で手帳を交付する際に各種手当の申請を受け付けた。 ・市政広報やホームページに掲載を行うことで、手当に関する問い合わせが増え、新規申請につながった。	・障害基礎年金の受給申請について関係機関への案内を行うとともに、各種障害手当等の制度を市政広報等で周知し、障がいのある人の生活の安定を図るため、適切に支給する。
		⑨ 助成・減免制度の周知と活用促進	17	・自動車税等の減免など、各種制度を「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知する。	・自動車税等の減免など、各種制度を「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知した。	・自動車税等の減免など各種制度を周知し、活用を促進することができた。	・自動車税等の減免など、各種制度を「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知する。
		⑩ 高齢の障がいのある人への支援	18	・軽度生活援助（えがおでサポート）事業の実施 ・一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業の実施	・えがおでサポート事業 日常生活に必要な軽度のサービスを提供することにより、ひとり暮らし等の高齢者が、在宅で安心して自立した生活が送れるよう、・買い物、外出援助、屋内掃除、整理整頓、洗濯、ごみの排出、除草等の日常生活における軽作業の支援を実施した。 ■ 利用登録者 442人 ■ 延べ利用時間 2798.5時間 ・一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業 ■ 44件	<えがおでサポート事業> 延べ利用時間が前年度に比べ、400時間以上増加するなど制度への理解促進が進んだ。また、時間数の増加については、大雪で除雪の支援が増えたことも影響したと考えられる。今後も引き続き、ひとり暮らし等の高齢者が在宅で安心して生活が送れるよう、必要なサービスを提供していく。 <一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業> ・協力業者の多くは、降積雪時に除雪路線の除排雪業務を優先して行うため、当該事業への迅速な対応が難しく、より実効性の高い体制を整えて行く必要がある。	・軽度生活援助（えがおでサポート）事業の実施 日常生活に必要な軽度のサービスを提供することにより、ひとり暮らし等の高齢者が、在宅で安心して自立した生活が送れるよう、・買い物、外出援助、屋内掃除、整理整頓、洗濯、ごみの排出、除草等の日常生活における軽作業の支援を実施する。 ・一人暮らし等屋根雪下ろし支援事業の実施
		⑪ 医療的ケア児への支援	19	・福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会を開催する。 ・庁内連絡会を開催する。 ・医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催する。 ・災害時における医療的ケア児者の個別支援計画を作成、避難シミュレーションを実施する。	・福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会を開催。 ■ 2回 ・庁内連絡会を開催。 ■ 1回 ・医療的ケア児等コーディネーター連絡会の開催。 ■ 2回 ・災害時における医療的ケア児者の個別支援計画を作成。 ・災害時の安否確認の運用試験の実施。	・協議会では、災害時支援の状況を共有し、来年度以降の取組について協議した。 ・庁内連絡会では、関係所属と連携し、医ケア児支援をしていくため情報の一元化を行った。また、各所属の課題について共有・協議を行った。 ・災害時の安否確認について、本格運用に向けて体制を整えていく必要がある。	・福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会を開催する。 ・庁内連絡会を開催する。 ・医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催する。 ・災害時における医療的ケア児者の個別支援計画を作成、避難シミュレーションを実施する。 ・災害時の安否確認を本格運用に向けて、検討する。
		⑫ 障がい福祉分野におけるICTの活用	20	・障がい福祉サービス事業所における業務の効率化を図ることで、職員の業務負担を軽減するとともに、質の高い障がい福祉サービスを提供するため、ICT機器の導入支援事業を実施する。	・障がい福祉サービス事業所に対し、PCやタブレット等のICT機器の導入支援を行った。 ■ 15法人18事業所	・障がい福祉サービス事業所において、ICTの導入により事務作業の効率化・業務時間の短縮が図られ、職員の負担軽減を推進することができた。 ・障がい福祉サービスの需要は年々拡大しており、それに伴い事業所の業務負担も増大しており、今後もICTの導入を促進していく必要がある。	・障がい福祉サービス事業所における業務の効率化を図ることで、職員の業務負担を軽減するとともに、質の高い障がい福祉サービスを提供するため、ICT機器の導入支援事業を実施する。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【1】 一人ひとりに応じた切れ目のない支援	3 保健・医療サービスの充実	① 母子保健事業の推進	21	・「こども家庭センターふくつこ」において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談を受け、相談内容により、適切かつ確実な支援につなぐ。 ・妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目のない支援を実施する。 ・乳児家庭全戸訪問により、子育て支援の情報提供や養育の相談に応じ、必要な助言を行うとともに、支援につなげる。	■母子健康手帳交付・面談実施者 1,753人 ■来所相談 608人(母子健康手帳交付数を除く) ・母子訪問指導事業 ■妊産婦 1,697件 ■新生児・乳児 1,673件 ■幼児 98件 ■未熟児 14件 ■その他 40件 ■乳幼児全戸訪問事業 1,577件	・妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談で、妊婦の心身の状態や育児協力者の有無、現在の心配事などを聞き取るとともに、妊娠・出産に関する正しい知識や子育て情報を提供することで、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療機関と連携した妊娠届出から切れ目のない支援に努めた。 ・産後4か月までの乳児に対し、乳児家庭全戸訪問を100%実施した。産後の不安や負担が特に大きい時期に訪問を行い、個別相談に応じることで、保護者の育児不安や育児負担の軽減を図った。	・「こども家庭センターふくつこ」において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談を受け、相談内容により、適切かつ確実な支援につなぐ。 ・妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目のない支援を実施する。 ・乳児家庭全戸訪問により、子育て支援の情報提供や養育に関する相談に対応し、必要な助言や指導を行う。必要時、継続的な支援につなげる。
		② 健康づくりと疾病の悪化防止の推進	22	健康づくりや生活習慣病予防を目的とした健康教室、健康相談、訪問指導を実施する。また、健康づくりに積極的に継続して取り組む市民を増やすため、引き続き「スマホde健康ポイント」の普及に努める。	■健康教室 209回 (6,724人) ■健康相談 218回 (延べ4,656人) ■訪問指導 149人(実人数) ■スマホde健康ポイント(健康101チャレンジ事業)スマホde健康ポイントダウンロード者数 6,467人 健康101チャレンジ(紙媒体提出数) 105人	健康づくりおよび生活習慣病予防を目的として、健康教室、健康相談、訪問指導を実施した。健康相談については、生活習慣病予防を目的に健康管理センター等で受診した全対象者にに対し実施した結果、相談者数が増加し、生活習慣の見直しや健康管理に対する意識の向上につなげることができた。 また、スマートフォンアプリを活用した「スマホde健康ポイント事業」については、新たに福井駅周辺の観光施設に加え、「減塩」および「プラス1皿の野菜」に取り組む企業、飲食店、量販店等の事業所と連携したスタンプラリーを実施した。その結果、アプリのダウンロード者数が増加し、健康づくりに取り組む市民の増加につなげることができた。	健康づくりや生活習慣病予防を目的とした健康教室、健康相談、訪問指導を実施する。また、健康づくりに積極的に継続して取り組む市民を増やすため、引き続き「スマホde健康ポイント」の普及に努める。
		③ 精神疾患に関する支援の充実	23	健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努める。 ■ストレスチェック票配布予定数 10,000枚 健康教室等で心の健康に関する普及啓発を行う。 ■健康講座(センター又は地区) 年1回	■ストレスチェック票配布枚数 9,589枚 ■健康教室(女性のからだとセルフケア) 年1回	健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努めた。また、健康講座では年齢とともに変化するこころやからだのサインについて理解を深め、セルフケア及びその普及啓発を行った。	健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努める。 ■ストレスチェック票配布予定数 9,500枚 健康教室等で心の健康に関する普及啓発を行う。 ■健康講座(センター又は地区) 年1回
			24	・嘱託精神科医師による定例精神保健相談を実施する。 ・保健師・社会福祉士による精神保健に関する相談を随時行う。 ・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	・精神科医による定例相談 開催回数:12回 相談件数:28件 ・保健師、社会福祉士による相談、訪問指導 面談相談:73件 電話相談:674件 訪問指導:201件 ・精神保健講演会 良い睡眠で心も身体も元気に参加者:70名	・市民、関係機関からの相談に保健所職員による相談対応及び精神科医による定例相談に対応した。今後も引き続き、メンタルヘルスに不調を抱える方への相談対応を行っている。 ・市民対象に精神保健講演会を実施した。今後も、精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるため、市民の関心が高いテーマを選定し、継続して実施していく必要がある。	・嘱託精神科医師による定例精神保健相談を実施する。 ・保健師・社会福祉士による精神保健に関する相談を随時行う。 ・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。
		④ 認知症対策の総合的推進	25	・認知症サポーター養成講座 ・認知症初期集中支援チーム ・認知症地域支援推進事業 機能を強化するため、市直営で5～6名の推進員を配置し、認知症の人とその家族に対する地域での支援体制の構築を図る。	<認知症サポーター養成講座> 幅広い世代の市民を対象に認知症の理解を深めるため、学校、企業、地域等で対象に合わせた認知症サポーター養成講座を開催した。また、認知症になっても本人の意思を尊重し、地域で暮らし続けるといった新しい認知症観の内容を取り入れた認知症サポーター養成講座も開催した。 認知症サポーター数: 54,599人(累積) <認知症初期集中支援チーム事業> 認知症の人やその家族、認知症検診二次検診未受診者・再検査者を対象に、早期発見・早期診断につながるよう、医療・介護・福祉等で構成するチームが訪問・助言した。 初回支援件数: 47 件 <認知症地域支援推進員の配置> 市内全域を対象に、医療・介護及び地域の支援機関の連携強化や認知症対応力の向上を目的とした研修会、介護者支援を目的とした男性介護者のつどいや認知症のある人の居場所作りとしてじよいふる291や一体的支援「いこっさ」を開催。 配置数: 5人	<認知症サポーター養成講座> 学校、スーパーや銀行、コンビニ、その他企業や地域等において、対象に合わせた内容で認知症サポーター養成講座を開催した。 一方で、今後は「新しい認知症観」の内容をより積極的に講座へ反映し、その普及啓発を一層推進していく。 <認知症初期集中支援チーム事業> 今後も引き続き、各包括支援センターと連携し、早期発見・早期診断につながるよう、医療・介護・福祉等で構成するチームによる訪問や支援を行う。 <認知症地域支援推進員の配置> 今後も引き続き市内全域を対象に、医療・介護及び地域の支援機関の連携強化や認知症対応力の向上を目的とした研修会、介護者支援を目的とした男性介護者のつどいや認知症のある人の居場所作りとしてじよいふる291や一体的支援「いこっさ」を開催する。	・認知症サポーター養成講座 市内の学校や企業を中心に、若年層および働く世代を含む幅広い世代に対して、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、「新しい認知症観」の普及啓発を強化する。 ・認知症初期集中支援チーム 各包括支援センターおよび認知症地域支援推進員と連携し、医療・介護・福祉の専門職による訪問支援を継続実施することで、早期発見・早期診断につなげる。 ・認知症地域支援推進事業 事業の機能強化を図るため、外部団体に事業を委託するが、市職員も引き続き認知症地域支援推進員としての役割を担い、委託先と連携しながら認知症のある人とその家族を支える地域支援体制の構築を図る。
		⑤ 医療費の助成	26	・心身の障がいの軽減を図るために受けた医療に対し、医療費の自己負担を軽減する。(更生医療、育成医療、精神通院医療) ・重度障害者(児)の医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減します。	・自立支援医療費給付 ■更生医療給付件数 4,752件 ■育成医療給付件数 94件 ■精神通院医療受給者証交付数 6,262件 重度障害児者(児)医療費助成受給者数 身体・知的 6891名、精神 1933名	・心身の障がいの軽減を図るための医療について、自立支援医療費の給付等を行った。 ・自己負担額の軽減のため、「重度障害児者(児)医療費助成」などの助成を行った。	・心身の障がいの軽減を図るために受けた医療に対し、医療費の自己負担を軽減する。(更生医療、育成医療、精神通院医療) ・重度障害者(児)の医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減します。
			27	・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減する。 ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。(養育医療)	①子ども医療費助成 ■36,120人 ②ひとり親家庭等医療費助成 ■4,904人 ③養育医療(申請件数) ■78件	・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減することができた。 ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減することができた。(養育医療) ・今後も適正に各医療費等の助成を継続することで、子育て世帯への経済的支援を行う。	・子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等の助成を行い、経済的な負担を軽減する。 ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。(養育医療)
			28	・小児慢性特定疾病医療費助成、特定医療費(指定難病)医療費助成の支給認定申請受付事務を行う。	・小児慢性特定疾病医療費助成 新規申請 18件 変更申請 23件 更新申請 150件	小児慢性特定疾病医療費助成の更新申請は、原則郵送での受付とした。次年度も同様の受付体制を整える必要がある。	小児慢性特定疾病医療費助成、特定医療費(指定難病)医療費助成の支給認定申請受付事務を行う。
		⑥ 難病患者への支援体制構築	29	・難病対策地域協議会を1回開催し、難病患者への支援体制の整備について協議を行う。	・難病対策地域協議会 令和8年1月23日開催	難病患者への支援体制を整えるために関係機関と協議した。今後も、地域における難病患者等への支援体制に関する課題について情報共有を行い、地域の実情に応じた体制整備を図っていく必要がある。	難病対策地域協議会を1回開催し、難病患者への支援体制の整備について協議を行う。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度		令和8年度	
				計画	実績	成果と課題	計画
【1】一人ひとりに応じた切れ目のない支援	4 発達障がい児者支援の充実	① 早期発見・早期療育体制の充実	30	・1歳6か月児健診・3歳児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努める。健診の結果、発達等に関して気がかりがある場合、医療機関の受診、相談会や教室の案内、電話や訪問等での状況確認や指導等を実施するとともに、関係機関と連携した支援を実施する。 ・5歳児（年中児）に対し、5歳児チェックリスト及びリーフレットを送付し、こどもの特性に関する保護者の気づきを促す。保護者が希望する場合は、相談会や医療機関等などの適切な支援につなぐ。	発達に関するフォローの対象者状況 （健診の結果、発達等に関して医療機関の受診、相談会や教室の参加、電話や訪問等での状況確認や指導等が必要と判断した児） ■1歳6か月児健診 380人 23.5% ■3歳児健診 328人 18.6% ■5歳児健診モデル事業（15園において、園医健診及び専門相談会を実施） アンケート回答率91.9%	・1歳6か月児健診・3歳児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努めた。健診の結果、発達等に関して気がかりがある場合、医療機関の受診、相談会や教室の案内、電話や訪問等での状況確認や助言指導等を実施するとともに、こども園等での集団の場において適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携した支援に努めた。 ・5歳児健診モデル事業では、就学までのサポート体制に関する情報提供や助言を行い、就学を見据えた切れ目のない支援に努めた。	・1歳6か月児健診・3歳児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努める。健診の結果、発達等に関して気がかりがある場合、医療機関の受診、相談会や教室の案内、電話や訪問等での状況確認や指導等を実施するとともに、関係機関と連携した支援を実施する。 ・5歳児健診モデル事業の規模を拡大し、本格実施に向けて、実施体制やフォロー体制を整えていく。
			31	・発達障がい相談支援事業所において、早期の相談に応じる。 ・ことばの教室では、ことばや発達に気になる児童とその保護者に対する早期支援を実施するため、指導員を2.5名から3名体制に変更した。また、言語聴覚士による児と保護者への面談及び指導員に対する専門的見地からの指導助言を月1回実施することで、質の高い療育機会の確保と指導員の専門性の向上につなげる。 ・市内の児童発達支援センター2箇所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われることも等ハイリスクなこともと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	・ことばの教室 ■延べ利用者数 1,217人 ・福井市児童発達支援管理責任者ミーティング ■4回開催/年	・ことばの教室では、ことばや発達が気になる児童とその保護者に対し、個別の指導計画に基づき、相談及び指導、療育を行った。所管がこども家庭センターに移管となったことで、母子保健との連携が強化された。 ・ことばの教室における指導員体制を2.5名から3名体制に拡充するとともに、月1回の言語聴覚士による専門的見地からの指導・助言を受けることにより、指導員の専門性の向上が図られ、療育の充実につながった。 ・福井市児童発達支援管理責任者ミーティングを開催し、事業所間のネットワーク構築とサービスの質の向上を図ることが出来た。	・発達障がい相談支援事業所において、早期の相談に応じる。 ・ことばの教室では、引き続き、言語聴覚士による専門的見地からの指導・助言を受けることで、質の高い療育の確保と指導員の専門性の向上を図る。 ・医療機関受診をためらう保護者や、医療機関受診までに待機期間がある保護者に対し、個別事例に応じた指導や療育を実施していくとともに、母子保健と連携しながら、効果的な支援につなげていく。 ・市内の児童発達支援センター2箇所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がいが疑われることも等ハイリスクなこともと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。
		② 特性に応じた保育の充実	32	・就学前のこどもの発達に関して専門的な知識および経験をもつ「保育カウンセラー」を公私立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センターに加え、希望のある認可外保育施設にも派遣する。 ・原則年間2回の保育カウンセラーの訪問について、園からの希望や保育カウンセラーの判断等により、3回目の訪問を実施する。 ・障がい児健全育成事業等により、障がいのある児童の受け入れを促進するとともに、保護者や保育者等に対する相談・助言を充実させる。 ・福井市特定教育・保育施設発達相談会で、保護者が医療機関への受診を希望した際の連携体制を整備する。 ・保育士等の資質向上を図り、市全体の障がい児支援の充実につなげるため、保育園・認定こども園等における障がい児保育に関する研修を支援する。 ・保育士等の資質向上を図るため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援する。 ・研修テーマをメニュー化し、必要に応じて講師の紹介を行うなど、園が研修を受けやすくなるような体制作りを行う。 ・障がい児保育及び家庭支援に関する公開研修園で、引き続き、発達が気になる子とその保護者を対象とした療育教室の取組を実施し、こどもの健やかな育ちに向けた保護者支援を図る。	・保育カウンセラーを派遣、保護者や保育者等の相談・助言を行った。 ■訪問施設数 113施設 ■相談件数 1,046件 ■相談児童数 のべ1,046名 ・相談会を実施し、専門家による保護者への相談・助言を行った。 ■福井市特定教育・保育施設発達相談会…相談保護者数13名 ・障がい児保育に関する園内研修実施のための援助を行った。 ■11園 各2回実施（うち1園は、感染症流行のため2回目は中止） ■啓蒙保育園で親子療育教室 6回 ■保護者学習会 6回（座談会含む） ■〇Ｂ会（親子療育教室終了者対象） 3回	・計画どおり、各園、施設に年間2回のカウンセラー訪問を行うことができた。園によって児童数に差があり、年間2回の訪問では相談数に限りがある。園の希望や保育カウンセラーの判断等により、3園が3回目の訪問を実施した。今後必要に応じて柔軟な対応が必要であると考ええる。 ・福井市特定教育・保育施設発達相談会を開催し、参加した13名の保護者に専門家が相談・助言を行った。その際、保護者が医療機関への受診を希望した場合に、発達相談会から専門機関に繋ぐ連携体制が十分に整っておらず、円滑な支援に繋がりにくい点が課題であると考える。 ・10園が年2回、1園が年1回の障がい児に関する保育園内研修を実施し、それぞれの園が、設定したテーマに基づいて学びスキルアップを図ることができた。課題としては、例年同じ園が研修を希望する傾向にある。今後は、より多くの園が研修を受け、市全体の障がい児支援の充実を図るために、講師の紹介や研修テーマをメニュー化するなど、研修を受けやすい環境づくりについて検討していく。 ・親子療育教室を通して、保護者と保育士間で子どもへの理解が深まり、関わり方や個々に必要な支援、課題などの共通理解を図ることができた。今後も保護者支援に加え、保護者相互の支援の効果について園全体で共通理解を深めるとともに、保護者対応のスキルアップや配慮が必要な保護者への支援方法についての研修、情報共有の場を提供していく。	・就学前のこどもの発達に関して専門的な知識および経験をもつ「保育カウンセラー」を公私立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センターに加え、希望のある認可外保育施設にも派遣する。 ・原則年間2回の保育カウンセラーの訪問について、園からの希望や保育カウンセラーの判断等により、3回目の訪問を実施する。 ・障がい児健全育成事業等により、障がいのある児童の受け入れを促進するとともに、保護者や保育者等に対する相談・助言を充実させる。 ・福井市特定教育・保育施設発達相談会で、保護者が医療機関への受診を希望した際の連携体制を整備する。 ・保育士等の資質向上を図り、市全体の障がい児支援の充実につなげるため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援する。 ・研修テーマをメニュー化し、必要に応じて講師の紹介を行うなど、園が研修を受けやすくなるような体制作りを行う。 ・親子療育教室及び家庭支援に関する公開研修園で、引き続き、発達が気になる子とその保護者を対象とした療育教室の取組を実施し、こどもの健やかな育ちに向けた保護者支援を図る。
		③ 学校教育における支援の推進	33	・小・中学校に対して、継続して福祉と教育の連携を促進し、福祉・医療関係者と、教育関係者との情報共有・理解啓発を図り、スムーズな相談体制構築の検討や、合同研修等を実施する。 ・個別的教育支援計画等を活用し、医療や福祉と連携しながら、児童生徒への支援体制を強化する。 ・支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援していくため、「いきいきサポーター」、障がい児介助員の のべ27名（うち看護師免許あり4名）、代替介助員3名（うち看護師免許あり2名）を小中学校に配置する。 ・医療的ケアが必要な児童生徒に対して、合意形成を図り、必要であれば「看護師資格を有する障がい児介助員」（4名）を配置する。 ・看護師配置、人材不足解消について、こども保育課、障がい福祉課、県医療的ケア児者センターとも連携しながら検討する。	・福祉・教育合同研修会を開催した。 ■参加者 約200名 （園・小・中学校特別支援教育コーディネーター等担当者、福祉関係者、医療関係者、特別支援教育専門委員） ・地区別連絡協議会で合同研修を開催した。 ■参加者 教育・福祉・医療・園関係者 ■内容 事例検討を通して連携の在り方や実践的な支援体制について協議 ・個別的教育支援計画・指導計画の作成・活用の周知した。 ■対象者 校長会、教頭会、園・小・中学校特別支援教育コーディネーター等担当者、福祉関係者、医療関係者、特別支援教育専門委員 ・いきいきサポーター及び障がい児介助員を配置した。 ■いきいきサポーター 88名（全小中学校） ■障がい児介助員 26名（うち看護師資格保有者4名） ■代替介助員 3名 ■代替看護師 2名	・合同研修会の開催により、教育・福祉・医療が連携した支援体制の強化が図られた。福井市小中学校特別支援教育コーディネーター等地区別連絡協議会では、多様な研修の実施により、特別支援教育に関する知識や対応の周知が進み、教職員の理解促進と人材育成につながった。 ・特別支援教育専門委員会の専門委員は、地区別連絡協議会において中心的役割を担い、研修や協議を通じて学校現場の支援力向上に寄与した。 ・地区別連絡協議会や学校訪問等を通じて、福祉・医療との連携の必要性を継続的に発信し、教職員が多職種連携を理解する機会を増やした。 ・個々のケースにおいて、障がい福祉サービスに関する情報提供や多職種連携会議を通じ、個別的教育支援計画等を活用し学校から児童生徒の困り感を共有し、家庭支援につなげるなど、実践的な支援の充実が図られた。 ・いきいきサポーター等の配置により、支援を必要とする児童生徒の学校生活の安定につながった。 ・個別の指導計画の作成やケース会議、保護者対応の増加により、担当者の業務負担が増大している。 ・支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、通常学級を含めた支援体制の見直しと、支援員等の人材確保・育成が喫緊の課題となっている。	・特別支援教育の充実に向け、教育・福祉・医療の連携を基盤とした支援体制の強化を重点的に進める。 ・学校に対しては、福祉・医療関係者との情報共有や理解啓発を継続的に促進し、スムーズな相談体制の構築に向けた検討を進めるとともに、合同研修等を実施し、多機関連携の実効性を高める。 ・個別の指導計画等を積極的に活用し、医療・福祉との連携を図りながら、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実を図る。 ・支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、「いきいきサポーター」や「障がい児介助員」の配置と研修体制の充実を図る。 ・医療的ケアが必要な児童生徒については、必要に応じて看護師資格を有する介助員の配置に努めるとともに、看護師の確保や人材不足の解消に向け、関係機関と連携し、持続可能な人材確保を検討する。 ・専門性を有する教員の適正配置を県に引き続き要望するほか、専門性を有する職員を対象とした研修等を充実させ、現場の支援力向上を図る。
		④ 発達障がい者の就労の促進	34	・「ふくい障がい者ワークフェア」「ふくい障害者雇用推進セミナー」を行うなど、各種就労支援事業所等と連携した取り組みを行う。	【ふくい障がい者ワークフェア】 実施日：9月23日（火・祝） 場所：ショッピングシティ・ベル 来場者数：約2,100人 【障がい者雇用パネル展】 ワークフェアと同時開催、9月9日（火）～12日（金）県庁ロビー 【ふくい障害者雇用推進セミナー】 実施日：9月19日（金） 場所：福井県自治会館 多目的ホール 参加者数：72人	・ワークフェアでは特別支援学校生徒による作品販売および、啓発品（テープノリ、ウェットティッシュ）の配布ができた。来場者数は約2,100人であり、多くの市民が障がい者雇用についての理解を深めることができた。 ・福井県自治会館にて障害者雇用推進セミナーと優良事業所等表彰式を開催した。参加者は65社72人であり、参加者アンケート中のセミナーについての感想は、「大変有用だった」・「有用だった」と回答した人数が57人（アンケート回答者63人中）であり、事業主に対する障がい者雇用の意識の向上につながったと考えられる。	・「ふくい障がい者ワークフェア」「ふくい障害者雇用推進セミナー」を行うなど、各種就労支援事業所等と連携した取り組みを行う。
			35	・障がい者等が就労の適性を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者等の雇用の理解を深めるため、障がい者等が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施し、障がい者等の一般就労を促進する。	・参加体験事業を実施し、障がい者等の一般就労を支援した。 ■実施回数 28回 ■累計体験日数 93日 ■体験者数 27人 ■参加事業所数 24事業所	・参加体験事業を実施し、障がい者等が職場体験を行うことで、一般就労につなげることができた。 ・参加体験事業を行っても、一般就労につなげられないケースも多く見られる。それぞれの適性を見極め、適切な職場につなげていく必要がある。	・障がい者等が就労の適性を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者等の雇用の理解を深めるため、障がい者等が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施し、障がい者等の一般就労を促進する。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の方向	個別施策	施策名	施策通しNo.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
〔1〕一人ひとりに応じた切れ目のない支援	4 発達障がい児者支援の充実	⑤ 発達障がい児者の支援体制の強化	36	・幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、支援ツール「子育てファイルふくいつ子」をホームページ等で周知啓発を継続する。 ・市内各担当部署での「発達障がい児者市内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージにおいて支援体制を強化する。 ・発達障がい相談支援事業所を拠点として、相談、人材育成、周知啓発を継続して行う。 ・高校から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催する。	・子育てファイルふくいつ子をホームページで周知した。 ・発達障がい児者専門支援者検討会の開催 ■ 1回 ・発達障がい相談支援事業所 ■相談件数(延べ) ●(田中さん)人 ・発達障がい支援人材育成事業を実施した。 ■就労支援事業所(基礎) 17人 ■放課後等デイサービス事業所(基礎) 14人 ■サービス提供事業所(応用) 20人 ■児童クラブ(基礎) 4名 (応用) 5名 ■保育士(基礎) 6名 ■保育士(応用) 4名 ・県との連携会議の開催 ■ 1回	・検討会において、第2期福井市発達障がい児者支援計画の取組状況の共有、評価を行い、支援体制を検討した。また、地域における支援体制の強化についても検討した。 ・障がいの児童館・児童クラブの利用について、今後も地域での支援体制の強化を図る必要がある。 ・障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、人材育成研修を実施し、場面に応じた事例検討、相談・助言を行うことができた。 ・県との連携会議において、学習障害における支援の現状、課題の共有、必要な支援の検討を行った。	・幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、支援ツール「子育てファイルふくいつ子」をホームページ等で周知啓発を継続する。 ・市内各担当部署での「発達障がい児者市内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージにおいて支援体制を強化する。 ・発達障がい相談支援事業所を拠点として、相談、人材育成、周知啓発を継続して行う。 ・高校から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催する。
		⑥ 発達障がいの理解促進	37	・関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がいの理解促進に取り組む。 ・発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間(4月2日～8日)を中心に開催する。 ・発達障がい児がその子に応じた適切な支援が受けられるよう、障害通所支援や教育を中心に支援制度や相談機関・関係機関をまとめたハンドブックを協議会などの意見を参考に検証・更新を行う。	・発達障がい理解促進事業を実施した。 ■市民向け講演会の開催(12月25日) テーマ「SLD(現局性学習症)の理解と実践報告 ～具体的な取り組みを知り支援に必要な『視点』をみつけよう～」 ・「支援が必要な児童のためのハンドブック」の周知を行った。 ■ハンドブックのQRコードを記載したチラシを障がい福祉サービスの新規利用者に配布	・講演会を開催したことで、ペアレントメンターの役割や生の声を聴けたことによって、当事者家族や事業所等の関係機関の職員の理解が深まった。 ・「支援が必要な児童のためのハンドブック」のQRコードを記載したチラシを障がい福祉サービス新規利用者に配布し、障がい児の支援制度や相談機関、関係機関等を周知することができた。	・関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がいの理解促進に取り組む。 ・発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間(4月2日～8日)を中心に開催する。 ・発達障がい児がその子に応じた適切な支援が受けられるよう、障害通所支援や教育を中心に支援制度や相談機関・関係機関をまとめたハンドブックを協議会などの意見を参考に検証・更新を行う。
		⑦ 発達障がいに関する人材育成	38	・障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施する。	・発達障がい支援人材育成事業を実施した。 ■サービス提供事業所(基礎) 2人 ■就労支援事業所 20人 ■保育士・幼稚園教諭(基礎) 4人 ■保育士・幼稚園教諭(応用) 2人 ■児童館・児童クラブ(基礎) 58人 ■放課後等デイサービス(基礎) 42人 合計 128人	・事業所に巡回して研修を行うことで、より多くの職員に参加してもらうことができた。 ・障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、人材育成研修を実施し、場面に応じた事例検討、相談・助言を行うことができた。 ・研修で把握した現場の状況や家族支援、関係機関との連携、職員のフォロー体制等について、今後も検討が必要である。	・障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施する。
		⑧ 発達障がい児者へのサービスの提供及び環境整備	39	・発達障がい支援の専門的相談機関として、発達障がいにより起因するひきこもりの対応を含め、自立に向けた就労の相談まで一貫した支援を行う。 ・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行う。また、「障がい者福祉の手引き」に掲載し、窓口にて周知する。 ・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの提供体制を充実する。 ・市内の児童発達支援センター2箇所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がい疑われることも等ハイリスクなことと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。	・発達障がい相談支援事業所障がい児相談件数 1,591件(延べ) ・地域障がい児支援体制強化事業相談件数 5,095件(延べ) 障害児通所支援事業所等への訪問支援 19か所 保育所等への訪問支援 16回 児童館・児童クラブへの訪問支援 17回 児童発達管理責任者ミーティングの開催 4回	・地域障がい児支援体制強化事業の委託先を児童発達支援センター2か所に増やしたことで、前年度の倍近くの相談件数を受けることができ、障がい疑われる児童等をサービスに繋げるなど早期支援を行うことができた。 ・保育所や児童館、事業所等の訪問件数も増え、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進に繋がった。 ・児童発達管理責任者ミーティングの開催により、事業所間のネットワークの構築やサービスの質の向上に繋がった。	・発達障がい相談支援事業所において、発達障がい等の相談に応じる。 ・市内の児童発達支援センター2か所に地域障がい児支援体制強化事業を委託し、地域における障がい児支援の質の向上や地域のインクルージョンの推進、障がい疑われることも等ハイリスクなことと家族への支援を行う。また、事業所間の児童発達支援管理責任者が集まる場を設定し、事業所間のネットワーク構築や研修会を行い、サービスの質の向上に努める。
			40	・図書館において、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された、文字だけでは内容の理解が難しい人向けのLLブックや、障害のある子どもたちが読むだけでなく触ったり、おもちゃのように楽しんだりすることで発達を促す布絵本などの発達障がい児者向けの資料の増加に取り組む。 また特別支援学校(学級)へ訪問し、読み聞かせ等を行う。	・発達障がい児者向けの資料の増加 ■ 40冊増加 ・特別支援学校(学級)への訪問読み聞かせ ■ 1学級	フェルトで作られた布の絵本、写真やイラストが中心のLLブックなどの図書を積極的に収集した。また、収集した図書等を集めたコーナーを市立、みどり、桜木図書館内に設置した。障がいの有無に関わらず誰もが読書を楽しむことを目的と位置づけ、名称を「りんごの棚」コーナーとした。あわせて、読書をサポートする道具であるリーディングトラッカーの設置も行い、周知するための行事を実施した。 特別支援学校(学級)への訪問読み聞かせを実施した。	・フェルトで作られた布の絵本、写真やイラストが中心のLLブックなどの図書を積極的に収集するとともに、点字図書、大活字図書等を含め「りんごの棚」に配置する。 ・読書をサポートする道具であるリーディングトラッカーや拡大読書器及び音声読み上げ器が活用できることを周知するための行事を実施する。 ・特別支援学校(学級)へ訪問し、読み聞かせ等を行う。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【 2 】 毎日の暮らしを充実させるための支援	1 雇 用 ・ 就 労 の 促 進	① 就労支援体制の整備	41	自立支援協議会の就労支援部会において、就労支援事業所や関係機関とともに課題を協議し、障がい者の就労支援の連携体制を強化する。	・就労支援部会を開催。 ■ 2回 ・就労支援事業所総合交流会を開催した。 ・福井市障がい者就労支援ガイドブックの更新を行った。 ・制度研修会を開催した。	就労支援事業所総合交流会を開催し、事業所間のネットワーク構築を図った。また、福井市障がい者就労支援ガイドブックの更新を行い、ホームページで公開した。 制度研修会を開催し、報酬改定に伴う変更点等について確認した。	自立支援協議会の就労支援部会において、就労支援事業所や関係機関とともに課題を協議し、障がい者の就労支援の連携体制を強化する。
		② 一般就労の促進	42	・引き続き雇用調整員2名を障がい福祉課に配置し、相談支援、企業とのマッチング、定着支援を実施する。 ・障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施することで、障がい者等の一般就労を促進する。	・障がい福祉課に雇用調整員2名を配置して、一般就労希望者の把握に努めるとともに、受入先の企業開拓を行った。また、就労後の職場を定期的に訪問し、就労者や企業からの相談に応じることで、課題解決に向けた支援を行った。 ■雇用調整員の企業訪問回数 延べ297回(88社) ■参加体験事業実施回数:28回 ■一般就労移行者数:22人	・雇用調整員が障がい者等と企業とをマッチングさせることで、参加体験事業も活用しながら、一般就労につなげることができた。 ・一般就労を達成しても、仕事に定着できず、短期間で退職するケースも見られた。一般就労後も定期的に定着支援を行うなど、きめ細かい支援が必要である。	・引き続き雇用調整員2名を障がい福祉課に配置し、相談支援、企業とのマッチング、定着支援を実施する。 ・障がい者等が就労の適正を知る機会を提供するとともに、企業の障がい者雇用の理解を深めるため、障がい者が一般企業で短期の就労を体験する参加支援事業を実施することで、障がい者等の一般就労を促進する。
			43	・障がい者向け就職支援セミナーを開催。 【開催日】ハローワークが開催する「障害者と企業との就職面接会」の開催時期に合わせ、9月～10月に、出前形式および一つの会場で開催予定 【定員】10名×3回程度 【内容】自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセリング、模擬面接等を実施	障がい者向け就職支援セミナーの開催 【開催日】9月25、29日、10月1、6、7、8日 【参加者】21名 【内容】 ・自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセリング、模擬面接等を実施 ・セミナー終了後から年度末を就職活動のフォローアップ期間とし、就職活動や職場定着を支援	・セミナー内容については、障がい者自身にどんな特性があってどんな職に就きたいかの分析などを通して就職する意識を高める内容だった。 ・以前、事業所にセミナーを受ける会場がないことを理由に応募しなかった事業所もあったため、6年度からは福井県社会福祉センターでも開催している。	・障がい者向け就職支援セミナーを開催。 【開催日】ハローワークが開催する「障害者と企業との就職面接会」の開催時期に合わせ、9月～10月に、出前形式および共通会場で開催予定 【定員】10名×2回程度 【内容】自己分析、履歴書や職務経歴書の作成、個別カウンセリング、模擬面接等を実施
		③ 就労関係機関との連携	44	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組む。	ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組んだ。	就労支援部会において、各機関の役割を共有し、就労サービスの適切な利用や一般就労の移行に向けて連携していくことを確認した。	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等の関係機関と連携し、一般就労の促進に取り組む。
		④ 雇用・就労に関する情報提供の充実	45	・雇用調整員が、随時ハローワークの求人情報等を調査し、一般就労を希望する障がい者等や相談支援事業所等へ情報提供や調整を行う。 ・就労支援事業所等合同説明会を開催し、就労支援事業所やハローワーク等と個別相談できる機会を提供する。	・雇用調整員2名がハローワークの求人情報を収集し、一般就労を希望する障がい者や事業所へ情報提供を行った。 ■ハローワーク訪問回数 125回 ・ハローワークも参加した就労支援事業所等合同説明会を開催。 ■実施日 9月7日(土) ■場所 ショッピングシティベル ■来場者数 200人	・一般就労を希望する障がい者等や事業所に対し、必要としている求人情報等を伝えることができた。 ・雇用調整員や合同説明会を通してだけでなく、様々な機会を捉え、情報を提供していく必要がある。	・雇用調整員が、随時ハローワークの求人情報等を調査し、一般就労を希望する障がい者等や相談支援事業所等へ情報提供や調整を行う。 ・就労支援事業所等合同説明会を開催し、就労支援事業所やハローワーク等と個別相談できる機会を提供する。
		⑤ 就労系サービスの利用促進	46	・前年度に引き続き、適正なサービス提供を行う。 ・就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイドブックを更新し、周知を行う。	・就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)サービスの提供を行った。 ・支給決定者数 ■就労移行支援 49名 ■就労継続支援A型 273名 ■就労継続支援B型 1265名	・就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)サービスの提供を行った。 ・就労支援ガイドブックを更新し、ホームページで公開した。	・前年度に引き続き、適正なサービス提供を行う。 ・就労系サービス事業所の情報を掲載した就労支援ガイドブックを更新し、周知を行う。
		⑥ 障がい者雇用の理解促進	47	・9月の障害者雇用支援月間に合わせて、啓発イベントを開催。 ・「障がい者雇用パネル展」を開催。 ・「ふくい障がい者ワークフェア」を開催。 ・「ふくい障害者雇用推進セミナー」を開催。	【ふくい障がい者ワークフェア】 実施日:9月23日(火・祝) 場所:ショッピングシティ・ベル 来場者数:約2,100人 【障がい者雇用パネル展】 ワークフェアと同時開催、9月9日(火)～12日(金)県庁ロビー 【ふくい障害者雇用推進セミナー】 実施日:9月19日(金) 場所:福井県自治会館 多目的ホール 参加者数:72人	・ワークフェアでは特別支援学校生徒による作品販売および、啓発品(テープノリ、ウェットティッシュ)の配布ができた。来場者数は約2,100人であり、多くの市民が障がい者雇用についての理解を深めることができた。 ・福井県自治会館にて障害者雇用推進セミナーと優良事業所等表彰式を開催した。参加者は65社72人であり、参加者アンケート中のセミナーについての感想は、「大変有用だった」・「有用だった」と回答した人数が57人(アンケート回答者63人中)であり、事業主に対する障がい者雇用の意識の向上につながったと考えられる。	・9月の障害者雇用支援月間に合わせて、啓発イベントを開催。 ・「障がい者雇用パネル展」を開催。 ・「ふくい障がい者ワークフェア」を開催。 ・「ふくい障害者雇用推進セミナー」を開催。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
〔2〕 毎日の暮らしを充実させるための支援	1 雇用・就労の促進	㉦ 企業への支援	48	・雇用の促進と雇用期間の延長を図ることを目的に、国の特定求職者雇用開発助成金の受給後も、引き続きその障がい者又は発達障がい者を1年以上雇用継続する事業主に対し、雇用奨励金を支給する。 ■交付額 支給対象期間に支払った賃金の5分の1に相当する額（短時間労働者以外：限度額204,000円/短時間労働者：136,000円） ■支給見込み件数 22件 ・中小企業雇用促進相談員が市内中小企業を訪問し、障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進する。	・雇用の促進と雇用期間の延長を図ることを目的に、国の特定求職者雇用開発助成金の受給後も、引き続きその障がい者又は発達障がい者を1年以上雇用継続する事業主に対し、雇用奨励金を支給した。 ■交付額 支給対象期間に支払った賃金の5分の1に相当する額（短時間労働者以外：限度額204,000円/短時間労働者：136,000円） ■支給件数 11件 ・中小企業雇用促進相談員が市内中小企業を訪問し、障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進した。	・雇用奨励金を支給することで、障がい者等の雇用の継続・定着につなげることができた。国の特定求職者雇用開発助成金により雇用の定着が図られているため、6年度から雇用奨励金の新規受付を終了したが、既に認定している分については引き続き雇用奨励金を支給し、雇用の継続・定着を図っていく。 ・障がい者雇用に関する支援制度を周知することで、制度の利用を促進し、雇用率を向上させる必要がある。	・雇用の促進と雇用期間の延長を図ることを目的に、国の特定求職者雇用開発助成金の受給後も、引き続きその障がい者又は発達障がい者を1年以上雇用継続する事業主に対し、雇用奨励金を支給する。 ■交付額 支給対象期間に支払った賃金の5分の1に相当する額（短時間労働者以外：限度額204,000円/短時間労働者：136,000円） ■支給見込み件数 7件 ※8年度の上半期で、全支給対象者の期間が満了し、事業が終了 ・中小企業雇用促進相談員が市内中小企業を訪問し、障がい者の雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進する。
		㉧ 障がい者就労支援施設からの優先調達の推進	49	・障がい者就労施設等からの優先調達推進のため、庁内全所属に「優先調達推進職員」を配置する。 ・コロナ禍での就労施設等の活動制限による販売拡大のためR3.10月からパン、お菓子を毎週火曜日に販売する。 ・福井県セルフが主催する障がい者就労施設等で作られた弁当、パン、小物等を年7回開催する。 ・市役所売店にて障がい者就労施設等で作られたパン等を販売する。	・障がい者就労施設等からの優先調達推進のため、庁内全所属に「優先調達推進職員」を配置した。 ・販路拡大及び工賃向上のため、毎週火曜日にパン、お菓子販売する「ふくしぱんしょっぷ」、障がい者就労施設等で作られたお弁当パン、小物等を販売する「セルフフェア」を年6回開催した。 ・市役所売店にて障がい者就労施設等で作られたパン等を販売した。	・障がい者就労施設等からの優先調達推進のため、庁内全所属に「優先調達推進職員」を配置できた。 ・販路拡大及び工賃向上のため、毎週火曜日にパン、お菓子販売する「ふくしぱんしょっぷ」、障がい者就労施設等で作られたお弁当パン、小物等を販売する「セルフフェア」を年6回開催することができた。 ・市役所売店にて障がい者就労施設等で作られたパン等を販売した。	・障がい者就労施設等からの優先調達推進のため、庁内全所属に「優先調達推進職員」を配置する。 ・市民ホールにおいて、障がい者就労施設等で作られたパンやお菓子を販売する「ふくしぱんしょっぷ」を、毎週火曜日に開催する。 ・福井県セルフが主催する障がい者就労施設等で作られた弁当、パン、小物等を年8回開催する。 ・市役所売店にて障がい者就労施設等で作られたパン等を販売する。
		㉨ 公的機関における障がい者の雇用促進	50	正規、非正規職員に関わらず、継続して障がい者の雇用促進を図り、法定雇用率の達成を維持するとともに、障がい者に対する理解を深めるための機会創出に努める。 ■正規職員 障がい者を対象とした特別枠の採用試験を継続して実施し、若干名を採用。 ■非正規職員 障がい者の就業支援オフィスを庁内に立上げ、障がい者の一般就労の増進や障がいへの理解促進を図るとともに、ハローワークにおける障がい者専用求人での募集を継続して行う。	■正規職員の採用 後期採用試験において障がい者を対象とした試験を実施し、令和8年4月1日に向け2名を採用試験合格（2名とも4/1入庁）。 ■非正規職員の採用 障がい者の就業支援オフィスを庁内に立上げ、障がい者の一般就労の増進や障がいへの理解促進を図るとともに、通年でハローワークを通して障がい者専用求人での募集を行い、令和7年度中に新規で9名を採用。	■成果 令和7年度の障害者雇用率は2.94%となり、法定雇用率の2.8%を達成した。 ■課題 現在、障がい者の法定雇用率を達成しているが、令和8年7月1日からは法定雇用率が3.0%に引き上げられるため、引き続き積極的な障がい者雇用を行っていく必要がある。	正規、非正規職員に関わらず、継続して障がい者の雇用促進を図り、法定雇用率の達成を維持するとともに、障がい者に対する理解を深めるための機会創出に努める。 ■正規職員 障がい者を対象とした特別枠の採用試験を継続して実施し、若干名を採用。 ■非正規職員 ハローワークにおける障がい者専用求人での募集を継続して行うとともに、障がい者職員における就業支援オフィスでの全庁支援を通して、各所属の障がいへの理解促進や障がい者の一般就労への移行に関係所属と協力して取り組む。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の方向	個別施策	施策名	施策通しNo.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【2】 毎日の暮らしを充実させるための支援	2 日中活動の充実	① 地域での活動の機会の充実	51	・地域活動支援センター事業を4事業所に委託して実施。今後も同様の体制を維持し、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実に努める。 ・日中一時支援事業については、医療ケアが必要な障がい児の受入体制を充実する。	・プロポーザルにて選ばれた4事業所の地域活動支援センターに委託運営を行い、主な対象を、身体(視覚)障がい、知的障がい、精神障がい、発達(ひきこもり)障がいに分けて地域や障がい者の実情に即したサービスを提供した。 ・日中一時支援事業所 28か所 医療的ケア児者利用実績 なし	・地域活動支援センターの主な対象を、身体(視覚)障がい、知的障がい、精神障がい、発達(ひきこもり)障がいに分けて委託運営し、地域や障がい者の実情に即したサービスを提供した。 ・医療的ケア児者の受け入れが進むよう加算の設定はしているが利用の実績はない状態。	・地域活動支援センター事業を4事業所に委託して実施。今後も同様の体制を維持し、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実に努める。 ・日中一時支援事業については、医療ケアが必要な障がい児の受入体制を充実する。
		② 障がい児の保育・教育活動の充実	52	・令和6年度と同様の制度で障がいのある児童の受け入れを行う園に対し補助を行う。 ・重度障がい児、中軽度の障がいのある児童が、地域で保育や教育を受けることができるよう、障がいの特性に配慮した受け入れ体制の整備を進める。	・重度障がい児、中軽度の障がいのある児童の受入人数や専任職員数に応じた補助を行い、対象児童の受入体制の整備を図った。 ■私立園 41園 169名 ■公立園 22園 80名	・私立園については、障がいのある児童の受入人数や専任職員数に応じた補助を通じて、障がいをもつ児童の地域での保育や教育に対して支援することができた。障がいをもつ児童を受け入れるため、職員の確保が課題となっており、今後も引き続き補助制度による支援を行う必要がある。 ・公立園については、重度障がい児、中軽度の障がいをもつ児童の受入人数に応じ、職員を加配したことで、児童に対してより丁寧な支援を行うことができた。今後も、引き続き児童の受入人数に応じた職員の加配を行い、丁寧な支援を行っていく。	・障がいのある児童を受け入れる保育・教育施設に対し必要な支援を行うことで、受入体制の充実を図り、地域において障がいのある児童が安心して保育や教育を受けることができる環境の整備を推進する。
			53	障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー施設設置、手摺の設置、階段昇降機の設置改修を行う。	小中学校4校において、障がい児が使用しやすい仕様に施設改修しました。 ・美山啓明小学校 階段手摺設置工事 ・社西小学校 教室エアコン設置（スポットクーラー対応） ・社西小学校 教室段差解消修繕 ・藤島中学校 特別支援教室スロープ設置工事 ・藤島中学校 手洗場水栓修繕 ・湊小学校 教室カーテンレール修繕 ・湊小学校 特別教室間仕切り設置工事	障がい児の進学先の決定が年度末になることから、手摺やスロープなどの設備の設置にかかる工事期間が短くなることが課題である。	障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー施設設置、手摺の設置、階段昇降機の設置改修を行う。
			54	・障がい児の小中学校や特別支援学校への入学・進学にあたり、子どもに適した進路が確保されるよう就学相談ガイダンス、就学相談会を実施し、就学前の保護者・園・学校の連携がスムーズにできるよう、支援する。	・就学相談ガイダンスや就学相談会を開催し、移行支援を行った。 ・参加が難しい保護者に対しては録画配信等を行い、誰もが必要な情報を得られる環境を整備した。 ■就学相談ガイダンス 1回 ■就学相談会 1回 ■教育支援委員会 8回	・就学相談会等を通じ、障がい児とその保護者、園、学校が円滑に情報共有し、移行支援を進められるよう支援した。 ・関係課と連携し、講演会やガイダンス、個別相談など多様な機会で情報提供を行い、保護者の理解促進と適切な進路選択につなげた。 ・録画・オンデマンド配信の活用により、参加が難しい保護者にも確実に情報が届く体制を整えた。 ・地域の学校への就学希望が増加する中、地域の学校には専門性のある教員配置が十分とは言えず、個々のニーズに応じた質の高い支援の確保が課題となっている。 ・特別支援学級においては、支援員配置に課題があり、学校現場の工夫だけでは対応が難しくなりつつある。 ・医療的ケア児については、施設面や看護師確保などの課題がある。	・障がいのある児童が適切な進路を選択できるよう、就学相談ガイダンスや就学相談会を実施するなど就学前から保護者・園・学校が円滑に連携できる体制を構築する。 ・専門性を有する教員の適正配置について県へ継続して要望するとともに、特別支援学級担当者、通級による指導担当者、支援員への研修を充実させ、学校現場の支援力向上を図る。 ・5歳児健診において関係機関と連携し、就学前からの支援につながる体制整備を進める。
		③ 障がい児の日中活動の充実	55	・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを提供する事業所を指定し、サービス提供体制の充実を図る。	・放課後等デイサービス等の事業所数（令和7年4月1日現在） ■児童発達支援 24事業所 ■放課後等デイサービス 59事業所 ■保育所等訪問支援 14事業所 ■居宅訪問型児童発達支援 4事業所	・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを提供する事業所を指定し、サービス提供体制の充実に努めた。	・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを提供する事業所を指定し、サービス提供体制の充実を図る。
			56	・放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて、適切な対応ができるよう、支援員に対する啓発や研修会の実施、福井市学童保育巡回アドバイザーによる巡回支援を行うほか、関係機関との連携を図っていく。	・福井市学童保育巡回アドバイザーの委嘱 ■2名 ・巡回支援（電話相談含む） ■159回 425時間 ・学童保育研修事業 ■基礎研修会 ■リーダー研修会	・学童保育巡回アドバイザーによる巡回支援や、大学教員による研修などの実施により、放課後児童クラブ職員の障がい児支援に関する知識や対応力が向上し、障がい児の受け入れ体制の充実が図られている。 ・障がい児の特性や支援ニーズは多様であることから、引き続き職員の専門性の向上に努めるとともに、関係機関との連携をより一層強化し、支援体制の充実を図る必要がある。	・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れについて、適切な対応が図られるよう、支援員を対象とした啓発や研修会の実施、福井市学童保育巡回アドバイザーによる巡回支援を行うとともに、関係機関との連携を強化する。
		④ 地域活動の情報提供	57	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行う。	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行った。	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行った。	・市のホームページにおいて、地域活動支援センターの紹介を行う。
		⑤ 精神障がい者の退院後支援	58	・措置入院者等のうち退院後支援を実施する必要性が高い人に対し、退院後支援計画を作成し支援を行う。	・退院後支援計画 7件	措置入院患者のうち、退院後支援をする必要のあるケースに対して、退院後支援計画を作成し支援することができた。今後も退院後支援計画に基づき継続して支援する必要がある。	措置入院者等のうち退院後支援を実施する必要性が高い人に対し、退院後支援計画を作成し支援を行う。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【 2 】 毎日の暮らしを充実させるための支援	3 社会参加の推進	① 障がい者スポーツの普及・推進	59	・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催する。 ・障がい者対象のスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及、推進に取り組む。	・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催することができた。 開催日時：令和7年7月5日 参加人数：136人 ・障がい者スポーツの普及・振興を図るとともに、障がい児者の社会参加を推進することを目的に、毎月1回、初心者向けのスポーツ教室を実施した。 令和7年度 9回 363人	・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催することができた。 ・障がい者対象のスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及、推進に取り組むことができた。 ・健常者と障がい者との交流及び障がい者との共生社会への参加の推進並びに障がい者スポーツの普及に寄与することを目的とする。	・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催する。 ・障がい者対象のスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及、推進に取り組む。
			60	・ふくい桜マラソン2026大会1.5kmの部において、障がい者（車いす）の方も参加できる部門を設けて実施する。 ・障がいのある方の参加には、引き続きサポートしていく。	・ふくい桜マラソン2026大会1.5kmの部で、障がい者（車いす）の方も参加できる部門（車いすラン）を設けて実施。 ・車いすランに4名の参加があった。	・車いすランだけでなく、大会の各部門においても障がい者の参加があり、伴走者を可能とする。障がい者ランナー用の更衣室・手荷物預け場所を設置するなど、充実した体制で実施した。	・ふくい桜マラソン2027大会1.5kmの部において、障がい者（車いす）の方も参加できる部門を設けて実施する。 ・障がいのある方の参加には、引き続きサポートしていく。
		② 文化・芸術活動への支援	61	・障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、関係団体と連携し、参加や交流の機会の充実を図る。 ・障がいのある人もない人も一堂に会し、芸術文化祭を通じて交流できる障がい者芸術文化祭を開催する。	・ハートフル文化祭出品作品展示 12/9～12/13 市民ホール ・令和7年度に「福井市障がい者芸術文化祭2025」を開催し障がいのある方のステージ発表や作品展示、障がい者就労支援施設の商品販売などを行い、来場者約2,500人が参加。	・ハートフル文化祭の一部を借りて展示することで、より多くの市民の方に作品に触れていただく機会を得た。 ・「福井市障がい者芸術文化祭2025」では、障がいのある無関係な芸術文化を介して交流することができた。 障がいのある人が芸術文化活動に参加したり、鑑賞を楽しみ、交流できる場や機会を創出し、継続した支援を行う必要がある。	・障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、関係団体と連携し、参加や交流の機会の充実を図る。 ・障がいのある人もない人も一堂に会し、芸術文化祭を通じて交流できる障がい者芸術文化祭を開催する。
			62	・福井芸術・文化フォーラムが実施する、障がいのある人をはじめとする多様な立場の市民を対象とする事業に対し、支援を行う。 （令和7年度予算 福井芸術・文化フォーラム補助金（全体額） 11,500千円）	■「みんなで舞台上立とう！！みなぶたシーズン20」 ・NP0法人福井芸術・文化フォーラムと「みんなで舞台上立とう」を広げる会の共同主催 【内容】県内の特別支援学校や特別支援学級に通う生徒児童・卒業生等による舞台発表 【日時】令和7年4月20日(日)14:00開演 【会場】フェニックス・プラザ エルビス大ホール 【参加】入場者674名、出演者68名、スタッフ37名 （決算額 福井芸術・文化フォーラム補助金（全体額）11,500千円）	福井県内の特別支援学校や特別支援学級に通う児童生徒・卒業生らによる舞台発表を行った。 活動の20周年等の記念講演をフェニックスプラザで開催した。 6年ぶりに演劇が復活したほか、フルート・ピアノのスペシャルステージ、エンディングには総勢100名のパフォーマンスを行った。 また、ロビーでは、キャストが制作したオブジェの展示やサーカスパフォーマンス等が並んだ。 （芸文フォーラム実績報告より）	・福井芸術・文化フォーラムは、令和8年度から、障がいのある人をはじめとする多様な立場の市民を対象とする事業を自主事業として実施する。
		③ 地域活動参加の推進	63	・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等・要約筆者等を派遣する。	・手話通訳者等・要約筆者等派遣回数662回（利用者51人） 手話通訳者等派遣 498件（利用者42人） 要約筆者等派遣 164件（利用者9人）	・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等・要約筆者等を派遣し参加しやすい環境の整備に努めた。	・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等・要約筆者等を派遣する。
		④ 情報提供の充実	64	令和7年度は3年に1度の更新の年であるため、居宅生活支援部会にて更新を行い、引き続き福井市のホームページに掲載することで、周知を図っていく。	令和7年度の自立支援協議会居宅生活支援部会において、市内の障がい者向けのクラブやサークルを紹介する冊子を更新し、周知した。（更新は3年に1回行っている）	障がいのある人が気軽に参加できる講座、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を提供することができた。 更新したものは福井市のホームページに掲載することで、障がいのある人がの余暇活動の周知を図ることができた。	令和8年度は更新の年ではないため、冊子の修正等は行わないが、窓口や電話等で相談があれば、作成した冊子を活用し、情報提供していく。
		⑤ 障がい者に関わるボランティアの育成	65	・障がいのある人の社会参加に必要なコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を確保する。 ・音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進する。	手話奉仕員養成講座実施 ・入門・基礎課程 17名修了 ・入門課程 14名修了 ・基礎課程 14名修了	・障がいのある人の社会参加に必要なコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員の養成講座を開催した。 ・手話奉仕員登録試験を実施し奉仕員の増加につながった。 ・手話奉仕員養成講座修了した人、未修了者を対象にフォローアップ講座を開催。学習意欲の向上につながった。 ・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保に努めた。	・障がいのある人の社会参加に必要なコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を確保する。 ・音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進する。
		⑥ 市民のボランティア活動の推進	66	・「福井市ボランティアネット」において、ボランティア募集情報、講座・イベント情報を発信するとともに、障がい者支援のためのボランティア活動につなげる講座を実施する。	・「福井市ボランティアネット」における、障がい福祉に関する情報発信 【ボランティア募集情報】 11件 【講座・イベント情報】 16件 ・障がい者支援に関する講座 3講座6回 ボランティア体験講座「キッズサポートボランティア体験」 「スポーツから始める福祉ボランティア」 ステップアップ講座 「みんなにやさしい日本語で話そう！」	・「福井市ボランティアネット」においてボランティア募集情報や障がい者支援に関する講座・イベントの情報を発信することで、ボランティア活動に関心のある市民に情報提供ができた。 ・「キッズサポートボランティア体験」では障がいのあるこどもへの理解を深め、受講者のボランティア活動のきっかけとすることができた。「スポーツから始める福祉ボランティア」では障がいのある方とスポーツを通して、共に楽しみ、支援するというボランティアのかたちを知ってもらうことで、福祉ボランティアのきっかけとすることができた。 「みんなにやさしい日本語」の講座では、高齢者や障がいを持つ方でも理解しやすい「やさしい日本語」のスキルを学ぶことで、ボランティア活動において活用できるスキルを身に付けてもらうことができた。	・「福井市ボランティアネット」において、ボランティア募集情報、講座・イベント情報を発信するとともに、障がい者支援のためのボランティア活動につなげる講座を実施する。
			67	・教育事業の講座や公民館活動を実施し、地域住民のボランティア参画の促進を行う。	・教育事業や公民館まつりの開催、地区清掃活動の実施により地域住民のボランティア参画を促進できた。	・幅広い年齢層の地域住民の交流や地域に対する愛着が深まった。 ・若い世代の参加を更に促進していく必要がある。	・教育事業の講座や公民館活動を実施し、地域住民のボランティア参画の促進を行う。
		⑦ 障がい者団体等への支援	68	・障がい者の自立と社会参加を推進する活動を行う6団体に補助金を交付し、当事者自身の活動を支援します。	・障がい者の自立と社会参加を推進する活動を行う6団体に補助金を交付し、当事者自身の活動を支援した。 ・当事者団体が実施する講演会や展覧会について後援等による支援を行った。	障がい者等の交流活動、就労等社会活動、社会復帰の促進等、障がい者等の福祉の増進を図ることができた。	・障がい者の自立と社会参加を推進する活動を行う6団体に補助金を交付し、当事者自身の活動を支援します。
		⑧ 外出支援の充実	69	・地域における自立生活や社会参加を促進するため、タクシー利用助成事業及び移動支援事業を継続し、外出を支援する。	・タクシー利用助成券を最大36枚交付。（発行人数2,915名） ・移動支援サービスの提供。	・タクシー利用助成券の交付および移動支援のサービス提供により、外出を支援することができた。	・タクシー利用助成事業を継続し、外出を支援する。また、令和7年度に対象者へ実施したアンケート結果をもとに事業内容について検討する。 ・移動支援サービスを継続する。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度		令和8年度	
				計画	実績	成果と課題	計画
【3】 安心して生活できるまちづくり	障がいに対する理解の促進	① 障がい等の理解の促進	70	・市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発活動を継続し、障がいや障がい者に対する市民の理解を促進する。 ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進する。 ・国や県などの啓発パンフレットを活用し、障がいや障がい者への理解を促進する。 ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図る。	・手話ミニ講座の開催 市民向け2回： 12/20（参加17名）、2/7（参加10名） 事業者向け3回： 8/24（参加11名）、10/16、23（参加各13名） ・障がい理解研修 事業者向け2回： 11/6（参加13名）、11/10（参加15名） 職員向け1回： 11/6（参加35名） ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードを窓口で配布した。 ・福井市様式ヘルプカード名3、3枚（大1枚・小0枚） ・県作成ヘルプマーク289名（スラッパ型282個・カード型89枚）	障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等に学ぶ講座を開催。市民や事業者に周知し、障がい理解の啓発に努めることができた。	・市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発活動を継続し、障がいや障がい者に対する市民の理解を促進する。 ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進する。 ・国や県などの啓発パンフレットを活用し、障がいや障がい者への理解を促進する。 ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図る。
			71	・精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。	・令和7年10月18日（土）に講演会を実施。 表題：「ストレスと上手に付き合うところをつくる ～認知行動療法とは～」 参加者：70名	・認知行動療法というテーマであったが精神疾患にも触れた内容であった。アンケート結果では、参加者の90％以上が理解できた・概ね理解できたと回答を得た。 ・普及啓発のため、幅広い世代が興味を引くテーマで実施していく必要がある。	精神障がいについての正しい知識の普及や精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を年1回開催する。
		② 障害福祉施設と地域住民との交流促進	72	・障害福祉サービス事業所が行う地域住民との交流事業について、広く市民に周知啓発する。	・窓口でのチラシ配架等による周知啓発の実績なし。	・令和7年度においては、事業所が行う地域住民との交流事業についての周知実績はなかったため、次年度は、周知すべき地域交流事業がないかを確認し、積極的な周知啓発に努める。	・障害福祉サービス事業所が行う地域住民との交流事業について、広く市民に周知啓発する。
		③ 福祉教育の推進	73	・互いの個性を尊重しあいながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、学校生活を支援する。 ・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中学校の交流を推進し、児童生徒の障がいに対する理解を促進する。 ・特別支援学校の教育相談を積極的に活用する。 （県の交流及び共同学習の事業に対して、令和7年度も継続して清水中学校美術部が清水特別支援学校と年間を通して交流する予定。）	・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と市内学校との交流および共同学習を継続的に実施した。 ・清水中学校美術部が清水特別支援学校と作品制作を通して交流学習を行った。 ・社会福祉協議会と連携して障がい理解教育を実施した。 ・特別支援学校の教育相談を積極的に活用した。 ■年度初回相談申請数 特別支援教育センター 194件 盲学校 2件 ろう学校 11件 清水特別支援学校 7件 福井特別支援学校 11件 福井東特別支援学校 13件 福井南特別支援学校 9件 奥越特別支援学校 1件 （学校はのべ）	・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と市内学校との交流や共同学習を通じて、児童生徒の障がい理解は着実に進んでいる。 ・学校間の連携による学びの機会を広げるとともに、社会福祉協議会と連携し、地域と協働した学びを推進した。 ・特別支援学校の教育相談を積極的に活用することで、学校間の連携強化につながった。 ・こうした取組を今後も継続・発展させていくためには、交流機会の確保や支援体制の維持・強化が引き続き課題となっている。	・互いの個性を尊重し合いながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、学校生活を支援する。 ・特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小中学校の交流を推進し、児童生徒の障がいに対する理解を促進する。 ・特別支援教育センターや特別支援学校の教育相談を活用し、医療・福祉関係機関と連携を進めることで、外部資源を生かした支援体制の強化を図る。 ※R8年度は国から指定を受けて、県のインクルーシブ推進事業が3年目を迎えるため、県内小中学校で10名の特別支援学校の児童生徒が居住地校交流を行い、検証予定（福井市は5～6名）
			74	・小さい頃から障がいへの正しい知識と認識を深めるため、通常学級の児童生徒に対し、交流学習と併せて道徳や総合的な学習において障がいや障がい者に対する理解を促進する心のバリアフリー教室を実施する。 実施予定：5校 内 容：当事者講話、疑似体験、障がい者スポーツ体験 講 師：車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者（各1名）	・市内小学校、こども園において心のバリアフリー教室を開催 ■旭小学校 6/24（4年生42名） ■大安寺小学校 6/26（3、4年生13名） ■雞小学校 9/19、10/27（4年生25名） ■円山小学校 10/22（4年生80名） ■宝永小学校 10/29、12/15（4年生30名） ■中藤小学校 11/21（4年生122名） ■めぐみこども園 2/10（4、5歳児20名）	・小学校5校、こども園1園で教室を開催した。障がいの特性や日常生活の様子等を障がい当事者から直接聞くことにより、障がいやバリアフリーについて考える機会を設けることができた。申込方法や実施期間の見直しにより、これまで開催していなかった学校での開催につながった。	・小さい頃から障がいへの正しい知識と認識を深めるため、通常学級の児童生徒に対し、交流学習と併せて道徳や総合的な学習において障がいや障がい者に対する理解を促進する心のバリアフリー教室を実施する。 実施予定：5校 内 容：当事者講話、疑似体験、障がい者スポーツ体験 講 師：車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者（各1名）
		④ 行政窓口における障がいへの配慮	75	・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組む。	・市職員向け「職員対応要領」について研修を実施。 幹部研修（4/24） ・障がい理解研修 初等科職員向け（11/6）	・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し手話ミニ講座を開催した。	・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組む。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【3】 安心して生活できるまちづくり	2 バリアフリーの推進	① 公共施設等のバリアフリー化の推進	76	・公共施設バリアフリー連絡調整会議を開催し、バリアフリー化に関する課題について情報共有し、庁内の連絡調整体制強化を図る。 ・利用者の多い公共施設を中心に、障がいのある人とともにバリアフリー調査を行い、バリアフリー化の推進に取り組む。	・公共施設の障がい者用駐車場やトイレなどの整備状況について調査した。 ・点字ブロックの危険箇所等の情報共有について職員に呼び掛けるとともに、ハートフル専用バーキング等についてホームページや広告モニターなどを活用して啓発を行った。 ・公共施設のバリアフリー調査 九頭竜中学校 (3/11)	・障がい者用駐車場の整備率が63.5%と60%以上であり令和8年度までに60%以上という目標値を達成した。一方、障がい者対応トイレの整備率は78.4%であり、令和8年度までに80%以上という目標値には至らなかった。 ・今後も庁内で施設のバリアフリー化に関する課題の情報共有を図るなど、より効果的にバリアフリー化を推進していく。	・公共施設バリアフリー連絡調整会議を開催し、バリアフリー化に関する課題について情報共有し、庁内の連絡調整体制強化を図る。 ・利用者の多い公共施設を中心に、障がいのある人とともにバリアフリー調査を行い、バリアフリー化の推進に取り組む。
			77	・改修工事で玄関スロープや多目的トイレを設けるなど施設のバリアフリー化を進め、利用者が快適に施設を利用できるよう努める。	・殿下公民館改修工事 玄関スロープ、多目的トイレの整備	・改修工事の中で、施設のバリアフリー化を実施し利用者が快適に施設を利用できるように努めた。	・改修工事で玄関スロープや多目的トイレを設けるなど施設のバリアフリー化を進め、利用者が快適に施設を利用できるよう努める。
			78	・障がい者や高齢者も利用しやすい公園となるよう、新たに整備する（仮称）森田1，5，6，10号公園用地において、バリアフリーに配慮した公園づくりを進める。	・森田北東部地区において各公園整備工事を発注 ■（仮称）森田5号公園 7/ 1契約 ■（仮称）森田10号公園 7/30契約	・バリアフリーに配慮した計画で工事を契約し整備を進めることができた。引き続き工事を進め、細部にわたりバリアーが排除された公園になるよう管理する。 ・さらに、障がいの有無にかかわらず一緒に遊べる、インクルーシブ遊具の導入を検討していく。	・障がい者や高齢者も利用しやすい公園となるよう、新たに整備する（仮称）森田1，5，6，10号公園用地において、バリアフリーに配慮した公園づくりを進める。 ※森田5号公園はR 7年度内で整備完了
			79	障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー施設設置、手摺の設置、階段昇降機の設置改修を行う。	小中学校4校において、障がい児が使用しやすい仕様に施設改修しました。 ・美山啓明小学校 階段手摺設置工事 ・社西小学校 教室エアコン設置（スポットクーラー対応） ・社西小学校 教室段差解消修繕 ・藤島中学校 特別支援教室スロープ設置工事 ・藤島中学校 手洗場水栓修繕 ・湊小学校 教室カーテンレール修繕 ・湊小学校 特別教室間仕切り設置工事	障がい児の進学先の決定が年度末になることから、手摺やスロープなどの設備の設置にかかる工事期間が短くなることが課題である。	障がい児が使用しやすいようにトイレブースの拡張、サポート器具の設置、シャワー施設設置、手摺の設置、階段昇降機の設置改修を行う。
		② 住宅のバリアフリー化の推進	80	・重度障がい者を対象に住改造費用の一部助成を行います。	・重度障がい者を対象に住宅改造費用の一部を助成。 ■助成件数8件	・重度障がい者を対象に住宅改造費用の一部助成を行うことで、在宅で生活する支援ができた。	・重度障がい者を対象に住改造費用の一部助成を行います。
			81	・住まい環境整備支援事業 浴室や廊下等の拡張、洗面台や流し台の取替え、階段昇降機の設置等、介護を要する高齢者が在宅生活を継続出来るよう、整備に要する費用に対し補助金を交付する。	（住まい環境整備支援事業） 浴室や廊下等の拡張、洗面台や流し台の取替え、階段昇降機の設置等、介護を要する高齢者が在宅生活を継続出来るよう、整備に要する費用に対し補助金を交付した。 ■整備件数 3件（調理台等の収納棚の撤去・ガス台の取替 1件、階段昇降機の設置 1件、水洗式ポータブルトイレ設置に伴う給排水工事 1件）	介護保険制度では、対応が難しい住宅改修について、対象者を精査し、適切に補助金を交付した。 予算額に限りがあるため、相談が多くなった際にどの案件を優先するかを検討する必要がある。	・住まい環境整備支援事業 浴室や廊下等の拡張、洗面台や流し台の取替え、階段昇降機の設置等、介護を要する高齢者が在宅生活を継続出来るよう、整備に要する費用に対し補助金を交付する。
			82	・引き続き障がい者や高齢者に配慮した市営住宅の整備を進めていく。	各団地エレベーター修繕 12件	随時適切にエレベーターを修繕し、障がい者や高齢者の円滑な移動に配慮した。	・引き続き障がい者や高齢者に配慮した市営住宅の整備を進めていく。
		③ 歩行空間の整備	83	歩道の段差解消や誘導ブロックの設置により市民が安心して歩けるまちづくりを推進するため、計画的に歩道のバリアフリー化をすすめる。 【歩道の整備延長（累計）】 R7計画：87.0km（+2.0km）	北部2-186号線、幾久地藏堂線、環状西線、福井川西線の4路線について、歩道の段差解消や視覚障がい者用ブロックの設置が年度内に完成しました。	【歩道の整備延長（累計）】 R7実績：86.4km（+1.4km）	歩道の段差解消や誘導ブロックの設置により市民が安心して歩けるまちづくりを推進するため、計画的に歩道のバリアフリー化をすすめる。 【歩道の整備延長（累計）】 R8計画：88.4km（+2.0km）
		④ 交通事業者への支援	84				

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【3】安心して生活できるまちづくり	2 バリアフリーの推進	⑤ 福井県福祉のまちづくり条例 や法令に基づく指導	85	不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。	・建築物の確認申請受付時に、福井県福祉のまちづくり条例の適用対象となる施設については、所管課へ建築計画概要書を添付して通知した。 ■ 11件 ・バリアフリー法に基づく認定制度の活用を促すため、当課ホームページに手続き方法及び優遇措置内容等を掲載し周知を図った。	・建築確認申請時に、福井県福祉のまちづくり条例の適用対象となる施設を所管課へ通知することで、建築物の設計者及び建築主に対し、条例の周知や指導助言を行うことができた。 ・バリアフリー法についてホームページに掲載することで、一定規模の建築物を建築する建築主及び設計者に対し、事前周知を図ることができた。	不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。
			86	不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。	・建築物の確認申請受付時に、福井県福祉のまちづくり条例の適用対象となる施設については、所管課へ建築計画概要書を添付して通知した。 ■ 31件 ・バリアフリー法に基づく認定制度の活用を促すため、当課ホームページに手続き方法及び優遇措置内容等を掲載し周知を図った。	・建築確認申請時に、福井県福祉のまちづくり条例の適用対象となる施設を所管課へ通知することで、建築物の設計者及び建築主に対し、条例の周知や指導助言を行うことができた。 ・バリアフリー法についてホームページに掲載することで、一定規模の建築物を建築する建築主及び設計者に対し、事前周知を図ることができた。	不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行う。
		⑥ 情報バリアフリーの推進	87	・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供する。また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）、フォント表示機能を持つアプリ「カタログポケット」で、「広報ふくい」のほか、市民生活にとって重要な情報の配信を適時行う。	・市の広報紙を発刊するに当たって、紙面の文字や色彩などに配慮した。 また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）フォント表示機能を持つアプリ「カタログポケット」で、「広報ふくい」のほか、「在宅福祉サービス」「ぐるぐる周遊バス」などのコンテンツを配信した。	【成果】 ・障がいのある人に見やすく分かりやすい情報を、さまざまな媒体で提供した。 【課題】 ・カラーユニバーサルデザインを意識した情報発信が求められる。	・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供する。また、音声読み上げ機能やUD（ユニバーサルデザイン）、フォント表示機能を持つアプリ「カタログポケット」で、「広報ふくい」のほか、市民生活にとって重要な情報の配信を適時行う。
			88	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・手話通訳者・要約筆者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援する。 ・障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等について理解を促進するためにミニ手話講座を開催する。	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組んだ。 ・手話通訳者等・要約筆者等派遣回数662回（利用者51人） 手話通訳者等派遣 498件（利用者42人） 要約筆者等派遣 164件（利用者9人） ・手話ミニ講座の開催 市民向け2回： 12/20（参加17名）、2/7（参加10名） 事業者向け3回： 8/24（参加11名）、10/16、23（参加各13名） ・障がい理解研修 事業者向け2回： 11/6（参加13名）、11/10（参加15名） 職員向け1回： 11/6（参加35名）	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組んだ。 ・手話通訳者・要約筆者等等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援に努めた。 ・障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等についての講座を開催し、障がい理解の促進に努めた。	・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組む。 ・手話通訳者・要約筆者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援する。 ・障がいや障がい者に対する理解や障がい特性に応じたコミュニケーション等について理解を促進するためにミニ手話講座を開催する。
			89	・図書館において、点字図書、大活字図書、布絵本、マルチメディアデジジー等の障害者向けの資料の増加に取り組む。	視覚障害者等向けの資料の増加数 ■ 145冊	点字図書、大活字図書、フェルトで作られた布の絵本、マルチメディアデジジーなどの資料を積極的に収集した。 また、障がいのある有無に関わらず、読書を楽しむことを目的とした「りんごの棚」コーナーを市立、みどり、桜木図書館に設置し、収集した図書を配架した。 あわせて、読書をサポートする道具であるリーディングトラッカーの設置を行い、周知するための行事を実施した。	・図書館において、点字図書、大活字図書、フェルトで作られた布の絵本、マルチメディアデジジー等の資料を積極的に収集する。 ・読書をサポートする道具であるリーディングトラッカーや拡大読書器及び音声読み上げ器が図書館で活用できることを周知するための行事を実施する。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【3】安心して生活できるまちづくり	3 災害時の支援体制づくり	① 避難行動要支援者名簿の作成・活用	90	・同意者名簿の作成及び配付を行う。 ・個別避難計画作成の推進地区を選定し、関係団体と協議を行い地区に合った実施体制を整えた上で、優先度が高い避難行動要支援者の計画作成を進め、また、地域による計画作成を推進する。 ・未同意者に対し、制度の周知と同意確認を行う。 ・同意者名簿掲載者に対して、避難支援等関係者が拡充されたことに対する、同意確認を実施していく	・同意者名簿の作成及び配付を行った。(4月、10月) ・個別避難計画作成の推進地区を選定し、関係団体と協議を行い地区に合った実施体制を整えた上で、優先度が高い避難行動要支援者の計画作成を進め、また、地域による計画作成を推進した。 推進地区 12地区 (清明、足羽、旭、社南、社西、西安居、河合、粟、一乗、東郷、明新、清水北) ・避難支援プランの改正に伴い、既同意者に対し、制度の再周知と再同意確認を行った。	【成果】 ・推進地区において、名簿の管理、活用方法の理解を深めること、また個別避難計画の作成を進めることができた。 【課題】 ・関係団体との協議の中で見えた名簿や計画に関する様々な課題について、関係所属等と共有し、対応していく必要がある。 ・推進年度終了後も地区に対してフォローアップが必要。	・同意者名簿の作成及び配付を行う。 ・個別避難計画作成の推進地区を選定し、関係団体と協議を行い地区に合った実施体制を整えた上で、優先度が高い避難行動要支援者の計画作成を進め、また、地域による計画作成を推進する。 ・新規の要配慮者に対し、制度の周知と同意確認を行う。 ・推進計画実施後の各地区へのフォローアップ策を検討する。
		② 地域での支援体制づくり	91	・地域防災活動促進のため、自主防災組織の設置や各種訓練、啓発活動、防災資機材購入に要する経費を助成する。	・地域防災活動促進のため、自主防災組織における各種訓練、啓発活動や防災資機材購入に対する経費を助成した。 ■活動補助 14件 ■資機材補助 18件	【成果】 ・防災活動の促進、防災力の向上が図られた。 【課題】 ・防災力向上には、訓練等継続した活動が必要であるため、できるだけ多くの自主防災組織が取り組めるよう支援制度を周知していく。	・地域防災活動促進のため、自主防災組織の設置や各種訓練、啓発活動、防災資機材購入に要する経費を助成する。
			92	・民生児童委員と福祉委員の連携を強化するため、両委員が集まる機会を捉え合同研修会を実施する。	・民生委員と福祉委員が参加した市民福祉大会(9/30)において、合同研修会を開催した。 ・上記の他、各地区民生児童委員協議会において、福祉委員等と合同の防災等に関する研修会を開催した。 ■春山地区 5/23 見守り活動について、マップの活用 ■東安居地区 6/14 助け合い体験ゲーム ■豊地区 7/26、8/9、9/6・26 福祉マップ作成 ■中藤島地区 9/13 HUG(避難所運営ゲーム) ■六条地区 2/7 避難支援について 他	・民生委員と福祉委員が合同で、防災や地域福祉に関する研修を行うことで、共通の認識を得ることができ、連携強化の一助となった。	・民生児童委員と福祉委員の連携を強化するため、両委員が集まる機会を捉え合同研修会を実施する。
			93	・地域保健課と協力して災害時の支援計画の作成を進め、災害時の移動や備蓄などの課題に対して協議会で協議を進める。	・医療的ケアが必要な障がい児(者)への災害対応ノートの作成を進めた。 ■災害対応ノート作成 18人	・医療的ケアが必要な障がい児(者)が災害時に適切に避難できるよう、災害対応ノートの作成を進めた。地域保健課においても小児慢性特定疾病の医療的ケアが必要な児への個別支援計画を作成していることから協力して作成を進める必要がある。	・地域保健課と協力して災害時の支援計画の作成を進め、災害時の移動や備蓄などの課題に対して協議会で協議を進める。
			94	・災害時個別マニュアルの新規作成、更新を行う。	難病患者の災害時個別対応マニュアル ・新規作成2件 ・更新8件 小児慢性特定疾病患者の災害時個別対応マニュアル ・新規作成2件 ・更新10件	・難病及び小児慢性特定疾病患者の災害時の支援にあたり、停電発生時に生命に直結する危険がある在宅の方に適切な対応ができるよう、個別対応マニュアルの新規作成及び更新を行った。 今後も、平時から体制整備を整えるため、新規患者のマニュアル作成及び、更新患者のマニュアル更新を行っていく必要がある。	難病及び小児慢性特定疾病患者の災害時の支援にあたり、停電発生時に生命に直結する危険がある在宅の方に適切な対応ができるよう、引き続き、災害時個別マニュアルの新規作成、更新を行う。
		③ 防災訓練の充実	95	・福井市防災訓練の重点事項に、推進地区会場で要配慮者の避難支援体制を確立する訓練の実施を掲げており、関係部局と協力し障がい者等に配慮した避難誘導訓練及び福祉避難所の開設運営訓練を実施予定。	6月23日(日)の福井市総合防災訓練は荒天により中止となった。	中止となったことから成果は得られなかった。 課題としては、市民全員に理解させることが重要であり、毎年実施予定の福井市総合防災訓練において繰り返し実施することが必要である。	・福井市防災訓練の重点事項に、推進地区会場で要配慮者の避難支援体制を確立する訓練の実施を掲げており、関係部局と協力し障がい者等に配慮した避難誘導訓練及び福祉避難所の開設運営訓練を実施予定。
			96	・福祉避難所と共同での防災訓練を実施する。	・福井市総合防災訓練の推進地区の1つとなっている順化地区での避難行動要支援者及び支援者による1次避難所への避難訓練、支援者に対しての避難の際の注意点の説明、車椅子補助の仕方の説明を予定して準備を進めた。(天候不良による訓練中止のため当日の実施は見送った。)	・当日は訓練中止となったものの、実施に向けた準備調整等を通して、関係する所属間での災害時の行動を確認することができた。 ・要配慮者への声かけや必要に応じた支援が適切にできるよう、地区避難所対応班長に対して、防災スカーフ及びヘルプマークについての事前研修を実施した。	・福祉避難所と共同での防災訓練を実施する。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【3】 安心して生活できるまちづくり	3 災害時の支援体制づくり	④ 避難所等における支援体制の確立	97	・令和7年度も引き続きマンホールトイレを設置し、大型テントや洋式トイレの仕様とする。	・指定避難所となる小中学校3校にマンホールトイレを設置した。洋式トイレ15基を設置し、内6基を大型テントとし、障がいのある方でも使いやすい仕様とした。	【成果】 ・大型テントや洋式トイレを採用したことで、障がいある方でも使いやすい物を設置できた。 【課題】 ・マンホールトイレの設置について、地区自主防や避難所対応班員の習熟が必要。	・令和8年度も引き続きマンホールトイレを設置し、大型テントや洋式トイレの仕様とする。
			98	・障がい福祉課窓口において、福井市避難支援プランを案内する。	・障がい福祉課窓口において、福井市避難支援プランの案内を行い周知した。 ■R6福井市避難支援プラン同意書受理数：88名分	・福井市避難支援プランに同意を得た者について、危機管理課に情報提供を行っている。今後地区障がい相談支援事業所等の協力依頼等を行い、情報が耳に入らず避難支援できない者がいないよう努めていく必要がある。	・障がい福祉課窓口において、福井市避難支援プランを案内する。
			99	今後も新規の事業所に対して説明を行っていく。 また、要配慮者支援班において、過去に協定を締結した各施設と防災訓練を積極的に行う	・新規協定施設数：4施設 ・福祉避難所訓練実施：17回	新規事業所に対する説明を通じて、新たに4施設と福祉避難所の協定を締結し、要配慮者の受入体制の裾野を広げることができた。 福祉避難所訓練を17回実施し、過去に協定を締結した各施設との連携強化や、災害時の役割分担・運営手順の確認が進んだ。	新規の事業所に対して継続的に説明を行い、福祉避難所の役割や協定内容への理解を深めることで、協定締結の促進を図る。 あわせて、要配慮者支援班を中心に、締結した各施設と防災訓練を積極的に実施し、運営手順の確認や課題の共有を通じて、実効性のある受入体制の強化を目指す。
		⑤ 緊急時の情報手段の利用、登録促進	100	消防局のXアカウントでNET119を広報し、利用者にわかりやすく、また、気軽に使える環境を打ち出して利用者増に努める。 また、市政広報なども利用し、SNSを利用しない層にも幅広くNET119の利便性を訴えていく。	・ホームページに「緊急通報システムNET119」の案内を掲載 ■令和7年度新規登録者：4名（平成30年4月の運用開始から登録者累計204名）	・既登録者に対し、対面で登録状況の確認及び利用方法の周知を行った。また、その際に家族等立ち合い者の登録を促すことができた。 ・今後も継続して市政広報やSNSを積極的に活用し、広く市民にNET119についてを知ってもらうよう広報していく。	・SNSやホームページでNET119を広報し、利用者にわかりやすく、また、気軽に使える環境を打ち出して登録者増に努める。
			101	緊急通報体制整備事業の実施。 ひとり暮らし等高齢者の緊急時の早期対応・安否確認を実施する。	・緊急通報体制整備事業 通報時の状況に応じて、救急車の手配、訪問、関係機関や家族への連絡を行った。また、利用者からの通報以外に、センターから利用者へ電話をし、月1回の安否確認も実施した。 R6年度からは、携帯電話からの緊急通報や見守りICT機器の設置による見守りも実施し、異常の早期発見の体制も整備した。 ■緊急通報装置設置者数 549人（うち生活反応センサー利用者数66 人） ■携帯電話短縮ボタン登録者数 97人 ■見守りICT機器設置者数 21人	自身の携帯電話からの緊急通報を可能にしたことで、固定電話回線を保有していない高齢者にも対応できるようになり、携帯電話短縮ボタン登録の利用者数は増加している。また、R6より見守りICT機器(ハローライト)により、異常検知時には登録してある親族に早期に連絡が入る体制を整備したことで、ひとり暮らし高齢者の安心した生活の支援に繋がっている。 今後も、広く事業周知に努めていく。	緊急通報体制整備事業の実施。 ・ひとり暮らし等高齢者の在宅生活を支えるため、緊急装置の設置または携帯電話の短縮ボタン登録を行い、病気の急変や事故などの緊急事態に備えることで安心した在宅生活を支援する。 ・また、電気のオンオフを感知し、24時間動きがない場合には、親族等でメールで知らせ、早期の状況確認を支援する。
		⑥ 防災意識の向上	102	・出前講座等を通じて、ハンドブックを活用しながら、防災対策や災害時に手助けが必要な方への支援について、周知啓発を行う。	・市内において、出前講座を35回開催	【成果】 ・出前講座を通じて、防災対策や災害時に手助けが必要な方への支援についての周知啓発を行うことで、防災意識の向上が図られた。 【課題】 ・防災ハンドブックの存在、活用方法を周知していく必要がある。	・出前講座等を通じて、ハンドブックを活用しながら、防災対策や災害時に手助けが必要な方への支援について、周知啓発を行う。 ・危機管理課主催の防災フェアの実施。 ・庁内関係所属が開催するイベント等へのブース出展を実施。

第4次障がい者福祉基本計画の令和7年度実績及び令和8年度実施計画について

施策の 方向	個別施策	施策名	施策通し No.	現計画(第4次:令和3～8年度)での実績等について			
				令和7年度			令和8年度
				計画	実績	成果と課題	計画
【3】 安心して生活できるまちづくり	4 権利擁護の推進	① 権利擁護に関する理解促進	103	・引き続き福井市社会福祉協議会に嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、辞任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を行う。	■成年後見制度利用促進連携協議会の開催（年2回） ■成年後見制度利用促進運営協議会の開催（年2回）	・ふくい嶺北成年後見センターによる活動の支援を受けながら市民としての特性を活かした後見活動を行う権利擁護の担い手となる市民後見人の養成講座を行う。 ・成年後見制度利用促進連携協議会（年2回）、運営協議会（年2回）実施した。	・引き続き福井市社会福祉協議会に嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、辞任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を行う。
		② 成年後見制度の利用支援	104	・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助する。	■申し立て費用の助成件数 3件 ■成年後見人報酬の助成件数 19件	・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部の補助を行った。	・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部の補助する。
		③ 市民後見の推進	105	・引き続き福井市社会福祉協議会にふくい嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、受任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人となるための、市民後見人養成講座を開催する。 ・市民後見人養成講座受講修了者に対してフォローアップ講座を開催する。	中核機関（ふくい嶺北成年後見センター）に委託し、市民後見の育成や広報、相談支援、受任候補者の調整に取り組んでいる。R6年度には県内で初となる市民後見人が誕生し、広く広報活動を行った。 ■相談件数 実人数 245人、 延べ件数 548件 ■出前講座13回 延べ397人参加 ■受任候補者調整件数 高齢者 29件、障がい者 3件 ■市民後見人バンク登録者数：12名 ■市民後見人名簿登録者数：2名	新たに市民後見人が誕生し、市民後見人の必要性の理解をメディア等を通じて広く周知することができた。 市民後見人の数がまだ少なく、今後の広報活動をさらに加速させていく必要がある。	・引き続き福井市社会福祉協議会にふくい嶺北成年後見センターを委託し、広報、相談、受任候補者調整、後見人支援を行う。 ・市民後見人・専門職後見人と支援関係者との連携を深化・強化を目的に『つながる研修会』を開催する。 ・市民後見人養成講座受講修了者に対してフォローアップ講座を開催する。
		④ 日常生活自立支援事業	106	・判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がい者の権利擁護を推進する。	・日常生活自立支援事業の利用が必要な障がい等のある者に、制度を案内した。	・判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がい者の権利擁護の推進に努めた。	・判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がい者の権利擁護を推進する。
		⑤ 虐待の防止	107	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催する。 ■各1回 ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催する。 ■1回 ・市政広報に、障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）を掲載し、市民に周知する。 ・市が作成した障がい者虐待対応の手引きについて、ホームページに掲載し、市民に周知する。 ・福井市障がい者虐待防止センター職員による当事者向けセミナーを開催する。 ■事業所向け研修 年3回以上	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催。 ■各1回 ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催 ■1回 ・市政広報による障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）の掲載。 ■市政広報（11月1日号） ・虐待防止センターによる事業所向け研修 8回開催	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催し、委員のネットワークを構築することができた。 ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催し、権利擁護の普及啓発を図った。 ・市政広報による障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）の掲載。 ■市政広報(11月1日号) ・虐待防止センター職員による当事者向けセミナー開催した。 ・虐待に関する通報に対し、適切に対応。 ■通報 26件（内虐待認定 6件） ・被虐待者の一時保護のため、障がい者施設及び民間宿泊施設と居室確保に関する契約を締結し運営した。	・障がい者虐待防止ネットワークの代表者会議及び担当者会議を開催する。 ■各1回 ・市民向けに虐待防止及び権利擁護の講演会を開催する。 ■1回 ・市政広報に、障がい者虐待防止センター（障がい者虐待の未然防止・早期発見、相談窓口）を掲載し、市民に周知する。 ・市が作成した障がい者虐待対応の手引きについて、ホームページに掲載し、市民に周知する。 ・福井市障がい者虐待防止センター職員による当事者向けセミナーを開催する。 ■事業所向け研修 年3回以上
		⑥ 消費者トラブルなどの被害防止	108	・消費者教室出前講座を実施する。 ・劇団「王様」による寸劇公演を実施する。	・消費者教室出前講座 ■30回（448名） ・寸劇劇団「王様」 ■8回（170名）	・消費者トラブルの最新事例を紹介し、注意事項や対策について周知した。 ・詐欺等の手口は日々複雑化していくため、引き続き注意喚起を図っていくことが必要である。	・消費者教室出前講座を実施する。 ・劇団「王様」による寸劇公演を実施する。
		⑦ 市事務事業における合理的配慮の提供	109	・障がい者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努める。	・障がい者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努めた。	・令和7年度、市における事務や事業においての、障害者差別解消法に係る相談事例報告は15件であった。今後も市の事業やイベントにおいて障がいのある方を制限するような要件になっていないか確認点検が必要である。	・障がい者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努める。